

第 36 回 鎌倉市景観審議会議事録

日 時：平成 28 年 12 月 5 日（月） 18 時 50 分から 21 時 20 分まで

場 所：鎌倉市役所第 4 分庁舎 2 階 822 会議室

出席委員：稲垣会長、佐藤委員、志村委員、田邊委員、窪田委員、水澤委員 以上 6 名

事 務 局：大場部長、吉田次長（途中入室）

芳本課長、牧野係長、海老澤職員、高橋職員、伊藤職員

傍 聴 者：2 名

配布資料：資料 1 報告事項 鎌倉市景観重要建造物等保全基金条例第 1 条に規定する「その他本市の都市景観の形成に重要な役割を果たしていると認められる建造物」の認定について（扇湖山荘）

資料 2 鎌倉市景観計画の実績報告について

資料 3 鎌倉市都市景観条例の改正について

資料 4 鎌倉市景観計画の改定について

資料 4-2 鎌倉市景観計画（改定素案）に対し提出された意見及び市の考え方

追加資料（机上配布）：

資料 鎌倉市景観重要建造物等保全基金条例

資料 2-2 意見対応表

資料 【個人の個別意見提出とそれに対する担当課の対応についての説明と意見】

〔会 長〕 本日、皆さんお忙しいところご出席いただきまして、ありがとうございます。また、傍聴の方も傍聴していただきありがとうございます。これより第 36 回景観審議会を開催いたします。傍聴の方につきましては、規定どおり会議中の発言や私語を謹んでいただきますよう、お願いいたします。それでは、事務局から案内をお願いします。

〔事 務 局〕 それでは議題に先立ちまして、本日まちづくり景観部長の大場と次長の吉田は、当審議会へ出席を予定しておりましたが、急遽議会への対応が必要となったため、大変申し訳ありませんが、欠席させて頂く事をご報告させていただきます。また、本日の会場は庁舎管理部門から 9 時までとの条件で使用しておりますので、事務局としましては 8 時 45 分までには、ご審議を終了して頂き会場の撤収作業に掛かりたいと考えておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。次に、本日の委員の出席状況と、配付資料について、事務局から報告と確認をさせていただきます。本日の委員の出席状況につきましてご報告いたしますが、●●委員、●●委員、●●委員、●●委員がご都合により欠席でございます。従いまして鎌倉市都市景観条例施行規則第 2 条第 5 項に基づき、委員の過半数の出席があり、

会議が成立していることをご報告いたします。続きまして、本日の資料についてですが、机上には会議次第が1枚、A4版ホッチキス綴じの前の審議会の議事録、鎌倉市景観計画、鎌倉市都市景観条例がございます。鎌倉市景観計画については、貸出用となりますのでご了承ください。また、議題（1）報告事項「鎌倉市景観重要建造物等保全基金条例第1条に規定する「その他本市の都市景観の形成に重要な役割を果たしている」と認められる建造物」の認定について（扇湖山荘）」の追加資料として、「鎌倉市景観重要建造物等保全基金条例」、議題（2）報告事項「鎌倉市景観計画の実績報告について」の追加資料として、資料2-2「意見対応表」を配付しております。続いて事前にお送りした資料について確認いたします。資料右上に番号をふっていますのでご確認ください。傍聴者の方の机上にも配付しておりますのでご確認ください。議題（1）報告事項「鎌倉市景観重要建造物等保全基金条例第1条に規定する「その他本市の都市景観の形成に重要な役割を果たしている」と認められる建造物」の認定について（扇湖山荘）」の資料として、資料1 鎌倉市景観重要建造物等保全基金認定依頼文一式。次に、議題（2）報告事項「鎌倉市景観計画の実績報告について」の資料として、「鎌倉市景観計画の実績報告（平成28年度版）」こちらについては、資料右上に番号をふっていませんが、資料2として取扱わせていただきます。続きまして、議題（3）報告事項「鎌倉市都市景観条例の改正について」の資料として、資料3 鎌倉市都市景観条例の改正についてさらに、議題（4）報告事項「鎌倉市景観計画の改定について」の資料として、資料4-1 鎌倉市景観計画（改定案）資料4-2 鎌倉市景観計画（改定素案）に対し提出された意見及び市の考え方。以上ですが、ご確認くださいませでしょうか。

〔会長〕 よろしいですか。

〔委員〕 一式ください。すみません。

〔会長〕 大丈夫ですか。

〔委員〕 申し訳ない。丸々置いてきてしまった。時間がかかってしまって申し訳ない。

〔委員〕 一式ください。全部はそろっていないので。申し訳ありません。

〔会長〕 今のは暫時休憩といった形で、再開いたします。それでは、次第の1の前回議事録の確認についてから、始めたいと思います。事務局から説明をお願いします。

〔事務局〕 配付した議事録は、先日メールにて議事録（案）を委員の皆様にお知らせし、一部修正を加えたものです。これ以降、情報公開の対象とさせていただきます。

〔会長〕 ということで、ご了承ください。

それでは、次第の2にいくのですが、その前に事務局にも事前に申し上げているのですが、時間のなかで大変心苦しいのですが、すこし議事録の扱い等について意見交換をしたいと思います。これも、今日傍聴者がいらっしゃいますので、お伝えいたしますが、傍聴の扱いが前回の審議会で変わりました、傍聴については基本的に、事前に非公開とすると決めていない場合は最初から全部傍聴していただくということになっています。そういう扱いになりました。それから議事録につきましても、前々回から、それまでは議事要旨という形だったんですが、基

本的に全部議事録とするということになっています。今回議事録の扱いについてちょっとご意見を伺いたいのですが、まず1つは事務局にお尋ねしたいんですけども、電子データも情報公開の対象になっているということなんですが、この扱いはいつからですか。

〔事務局〕 これは昔からです。

〔会長〕 ずっと以前からですか。

〔事務局〕 以前からです。

〔会長〕 わかりました。それから、もうひとつですね、議事録について基本的に全部発言をそのまま記載するというようにしているわけですが、事務局や担当課の説明というのは議事録に載っていないんですが、その辺についてみなさまどうお考えになりますでしょうか。しかし、それを書き出すと非常に長くなってしまいうということもあるのですが、それらについて議事録に記載しないと、どのような説明を受けた上で審議したのか、というのがわからないということもありますので、やはりこれは記載すべきではないのかなという気がしておりますがいかがでしょうか。確かにきわめて事務的な内容のときもあるのですが、そうでない場合もあるかもしれませんので、基本は説明も含むべきではないかと思えますけれども。すぐに意見が出なければ、これ最後にもう一度確認させていただきまして、ちょっと時間が押しておりますので。

それからもう1点はですね、前々期、今日で終わる期の前の前にあったわけですが、その前の期の前の期のときから扱いをそのようにしようということを決めてきたことなんですが、今回ご存知のように8月の初旬に意見募集という形で委員の方から意見をいただきました。それについてはメール、みなさんメールだと思えますが、メールで頂いた形になっておりまして、そういうように審議会の外でメール等でやり取りしてしまっているものについて、それを何らかの形で審議会の議事録なり何なりに残さないで貴重な情報が欠けてしまうと、極端に言いますと、そういうことはないとは思いますが、大事なことがメール等で決まってしまっていて、そのことは審議会の議事録等では分らないということで、情報の透明性というようなことからいって非常に問題であろうということで、そういうようなメール等によるご意見を頂いた場合には次の審議会で口頭でそれを発表して議事録に残るようにするという扱いにすると決めております。そういうことに関してですね、今回かなりボリュームのある資料になっておりまして、それを口頭で発表してしまうとこの審議会は成り立たなくなってしまうと、そういう場合にですね、どのような扱いにするかということも考えなければいけないと思えますので、これもですね、今のすぐ、今の時点では返事ということではないんですが終わりまでに後でこの経過の報告等もいたしますので、ご意見を頂いて何らかの対応をしていきたいと思えます。

それからもう1点。これは私からの質問なんですが、今日の会議次第の中に議題というのがありまして、全部報告事項という扱いになっています。正確に記憶していないんですが、この審議会ではどうだったかは分らないんですけども、

諮問事項というのがありまして、市長の諮問に対してきちんと答申をするという案件については、諮問事項という扱いになっています。今回のような例えば景観条例の改正についてというようなのは、かつては審議事項という扱いになっていた記憶がございます。そういった資料を、実は前の資料を見ていたらそうになっていたもので、その辺のですね、諮問事項は、今申し上げたようなことでわりとはっきりしていると思っていて、今回はですね、報告事項1になっていますけれども、これは市長が意見を聞くことができると書いてあってそれに基づいて意見を聞かれるのだとすると諮問事項ではないのか、それはどうなんですか、というのが1点です。それから、諮問事項はそういったことで理解しているのですが、審議事項と報告事項についてなにか使い分けされているのか、最近はずっとすべての案件が報告事項と扱われていてきていたのか、ちょっと事務局のほうから述べていただきたいと思います。

- [事務局] 諮問事項として扱っているのは、都市景観条例の38条に規定されているもの、意見を聞くこと、規定しているものについて諮問として扱わせて頂いております。今お話にありました、基金条例のところですけども、こちらの条例、いま日取りを加えさせてもらいましたが、市長が聞くことができるという規定で定めております。これは昨年1月に旧図書館と旧講堂についてはやはり基金条例の対象にする、しないということを審議会のほうにご意見を求めました。その時に今回と同じように報告事項という形で取り扱っています。条例で聞くものって決まっていれば、諮問として扱っていますけれども、聞くことができるという規定のものは報告として扱った経緯がありまして、ということなんです。
- [会長] わかりました。かつてその審議事項というのを使っていたのは今の事務局はご存じないかもしれませんが、審議事項と報告事項についてはどのような違いがあるとお考えですか。

[事務局] 諮問と報告の違いは決めてはおるのですが。

[会長] 審議事項というのはある段階からずっと使っていないと理解してよろしいですか。

[事務局] はい。

[会長] 現在は諮問事項と報告事項だけであると。

[事務局] そうですね。

[会長] 報告とは言っても、一方的に報告して、わかりましたというのではなく、実態としては審議をしていると。そういうことですね。

[事務局] はい。

[会長] わかりました。ありがとうございます。それから、先ほど申し忘れてましたが、今回ちょっと、違った、これは後で申し上げます。それでは、議題の1に移りますが、今回4つの大きな議題がありまして、これ、今までですとこの実績報告をご覧になってもわかりますけれども、それひとつだけでも審議会のテーマになっていたようなことであります。6時半になったこともありまして9時までかかるなと思っておりましたらば、8時45分までということは実質2時間しかないということで私は非常に困っております。とてもこれでは審議できないのではないかと

思っておりまして、鋭意にスピーディーに進行したいと思っておりますけれども、時間がないのでご意見を言わないでくださいというわけにもいかないだろうと考えておりまして、このようなことを言わないで済めばだいぶ早かったんですが、申し上げました。

それとですね、まず、そういったことですので、扇湖山荘については資料頂いておりますけれども、その内容の、要は日程についてで、扇湖山荘がどういうものであるのかというご説明は恐縮ですけれども省略していただきたいと、この委員の方、欠席の方もいらっしゃいましたけれども、建物の中には入りませんでしたけれども、審議会として扇湖山荘は視察をしているということでもありますので、今回そういう認定を受けるということと実際にどのような保全を考えておられるのかということについて報告、説明を受けるということで留めたいと思います。みなさんそれでよろしいでしょうか。

〔一 同〕 はい。

〔会 長〕 ありがとうございます。ではそのように事務局お願いします。

〔事 務 局〕 では建物の説明については省略させていただきます。この基金条例、昨年平成 27 年条例制定いたしまして、今現在、景観重要建造物、景観重要建築物等合わせまして計 35 件、この基金の対象としています。この中でですね、今回扇湖山荘という建造物につきまして所管であります、総務部管財課からこの対象にしたいという認定依頼がありました。理由としてもですね、市の所有になっておりますので、維持管理等お金がかかるよと。これからの保全活用にむけてやっていくというところになっていきますのでぜひ基金の対象にして篤志を頂いてやっていきたいということになっています。一応扇湖山荘につきましては鎌倉市歴史的風致維持向上計画の中で歴史的風致建造物の保存整備事業として位置づけられています。いわゆる歴まち法の対象になっているところでこれから整備して活用していきたいところになっておりまして基金の対象にしていきたいということになっています。以上です。

〔会 長〕 はい、つまりこの審議会では、その他本市の、資料 1 の冒頭に書いてあります、本市の都市景観の形成に重要な役割を果たしていると認めるということが、我々に聞かれていることと理解してよろしいですね。

〔事 務 局〕 そうですね、はい。

〔会 長〕 そうということですので、保全基金条例、今日追加資料で頂きました追加資料では「景観重要建造物、あるいは景観重要建築物等に加えてその他本市の都市景観の都市形成に重要な役割を果たしていると認められる建造物」ということですので、この建造物について今回この役割を果たしていると認めてよろしいかということについて結構ですという回答でよろしいでしょうか。全員一致でよろしいですか。

〔一 同〕 はい。

〔会 長〕 では、これにつきましてはぜひ、ご指定くださいということにします。それでは、次に報告事項 2 の「鎌倉市景観計画の実績報告について」事務局から説明をお願いいたします。簡単をお願いします。

〔事務局〕はい。実績報告につきましては、毎年度5月末ごろに景観審議会において報告させて頂いておりましたけれども、今年度は景観計画の改定のご審議に非常に多くの時間を割いて頂いたことから、大変遅くなりましたけれどもこの時期の報告とさせて頂きました。本日におきましても、議題の都合上、多くの時間を割けないため、事前に送付させて頂きまして、委員のみなさまからご意見を頂戴したところです。頂きましたご意見とその対応につきましては、机上配布させて頂いております、別表2-2というものになります。実績報告の方、要点だけ説明させていただきます。冊子になっています、鎌倉の景観ですね、表紙から2枚めくっていただきますと、平成27年度の主な取組実績を紹介しています。この中の一部を説明いたします。ページのほうは14ページ、とびますけれども、14ページをお開きください。歴史的建造物の保全と活用になります。本市の都市景観形成に重要な役割を果たしていると認められる建造物を後世に伝えることを目的として、今お話ありました、鎌倉市景観重要建造物等保全基金条例を平成27年11月に制定いたしました。条例制定から1年を経過しましたがけれども、土地・建物と合わせご寄附頂いた旧村上邸分の1,000万円も含めまして、すでに1,600万円を超える篤志を頂いております。今後の景観重要建造物等の保全と活用等に役立ててまいります。

次に旧華頂宮邸においては、新たな実験活用としまして、「1日だけの邸宅写真館」や「チェンバロコンサート」を実施しました。いずれも多数の応募がありまして、抽選を行いましたけれども、参加者のアンケート結果では、大変好評でございました。ページを飛びまして、26ページの方をお開きください。魅力的な建物づくりに移ります。材木座保育園と稲瀬川保育園の統合新園でありまして、子育て支援センターおよび障害児放課後余暇支援施設との複合施設となります。仮称由比ガ浜子どもセンターの設計にあたりまして、景観アドバイザー制度を活用して、●●先生から防災対策、海が近いため塩害対策、子ども施設ゆえの安全性、意匠デザインについてアドバイスを頂きました。これについては現在、建設が進んでいる状況でございます。次に28ページをお開きください。シンポジウム、講演会の開催の方に移ります。毎年度実施しております、親子景観セミナーにつきまして今回はじめての試みとして、逗子市と共催により、「タイムスリップ体験！逗子・鎌倉の歴史景観ツアー」を実施致しました。国指定史跡名越切通しの中にあります、まんだら堂やぐら群を通り、旧華頂宮邸までの道のりを歩くコースで好評のうちに終了致しました。景観計画の実績報告なんですけれども、平成19年1月の計画策定後より積み重ねてきた実績報告のこれまでの体裁で今回も作成しております。現在取組んでいる景観計画の改定後におきましては、その運用に合わせて、実績報告の体裁を見直していきたいと考えております。次の議題の景観計画改定の中で、計画の進行管理も踏まえてご意見を頂ければと思います。説明は以上になります。

〔会長〕はい、ありがとうございます。ちょっと前に戻ってしまうんですが、最初の、先ほどの議題1に関しまして確認ですけれども、図面が入っていますが、これは市

の所有物ですから、特に機密ではないということでもよろしいですかね。

〔事務局〕 いいです、はい。

〔会長〕 それでは議題の2に戻ります。今ご説明を受けたのですが、ご意見、頂いたご意見と対応がありまして、これについて補足のご発言いたしたい方、あるいは今日意見は提出しなかったけれども、ご意見がある方、ご発言があればお願いしたいと思います。

時間があったくないので、私意見を出し忘れてしまったんですが、最後のデータにつきまして32ページから事務処理件数の推移というデータがあります。毎年このような形で出していただいたんですが、●●委員のご意見、私もその通りに感じたということと、もうひとつはですね、やはりそういう非常に大雑把なデータですと実態がなかなか見られなかったと。景観地区がどのような土地利用類型で、どういうことが起きているのかということここから読み取ることができなくて、市全体としてなんだろうか、ということがあるのでやはりそのようなデータが、細かいデータ、つまり改定景観計画か改定の検討の中で細かいデータを提出していただきましたけれども、これよりは細かいデータがあったほうが、市の景観に対する状況がわかりやすいのではないかと考えました。それと同時にですね、必ずご質問がでたんですけれども、非常に数字が減っているとか変わっている、例えば、違反屋外広告物は最近すごく減っているんだなということがご質問に出たりしますので、そこに関してこれはなかなか難しいかもしれませんがもなにかコメントがあるといいのではないかと、これを追加の意見として出します。

それから、ありますか、意見。私自身は今日の意見、最後のところにその他というところを書いているのですが、ほとんど毎年景観の実績報告を頂くたびに景観計画の本の中に書いてあることについての記載しかないのですが、本来は「鎌倉市の景観この1年」というように鎌倉市の景観全般についてなにがあったかということを含めて書いていただくようにしていただいたほうがいいのではないかと。そうでないと、なかなか景観計画の範囲を超えたような問題、課題について把握するようなことができないのではないかと考えております。(大場部長、吉田次長入室)

それから自分の意見だけ申し上げて申し訳ありませんが、前の紙の19ページのところ、景観百選についてですが、鎌倉景観百選は景観計画にいま何も出ていないのですが、景観計画改定によってデータベースに登載するようなことも景観計画に書かないおつもりなんでしょうか、それは書いたほうがいいと思うんですがいかがでしょうか。

〔事務局〕 すみません。ちょっと聞き取れなかったんですが、景観計画の中に景観百選のことをデータベースにってことなんですよ。

〔会長〕 今の案ですと鎌倉景観百選という文字が一言もなくなっているんですけども、データベースに登載し運用していくというようなことがあるのなら、継続してずっとやってきたことですので、何らかの記載があるべきではないかと。

〔事務局〕 景観計画本体についてですか。

〔会 長〕 そうですね、はい。

それですね、ご意見対応表というのを出示くださって、お出しになるということはここにきて今日始めて知ったんですけれども、先ほど申し上げましたように委員からの意見の扱いについてどうするかということが決まっていな段階だったわけです。かつ、これはですね、課長名で意見募集されましたけれども、書きましたように、本来は会長名でやるべきであったし、これは会長に提出されるべきだったと私は考えます、審議会マターですので。こういう風に頂いた意見をペーパーで出すという実例をつくってしまわれると、ではなぜこの意見はペーパーで出して、そのほかの意見はペーパーで出さないのかということも考えなければならぬので、やや戸惑っているのが正直なところです。読み上げだけでいいかという気もしていたわけですが、こういうことですので先ほど申し上げましたように8月以降の意見募集についてどのような扱いにするか、一応提案のようなものはみなさまに11月の何日か付けでお送りしたものに書いておりましたが、そのような形でよろしいか後で確認したいと思います。長くなりましたけれども、この鎌倉市景観計画の実績報告についてはどのような形です承するという事でよろしいでしょうか、というか…

〔委 員〕 1点だけ質問いいですか。

〔会 長〕 はい、どうぞ。

〔委 員〕 すみません、先ほど29ページ、28、29の辺りなんですけれども、逗子市と一緒に歴史景観ツアーをやられたというのは28ページだったかと思うんですが、29ページのほうにも市民活動の支援というものがあって、そういう景観まちづくりとか、景観の何かシンポジウムとか、市民側の動きでご相談があったんだけど、市役所としては受けられなかったとかっていうのはあるんですか。支援してほしいって言われたんだけど、まあそれはちょっと無理っていうような。

〔事 務 局〕 この実績の年度に関してはそういったご相談はなかったです。毎年後援事業としてやっているものはここに書いてある、路地景観ということで西御門のほうで路地フェスタっていうのがあって、そういうイベントとかの後援とか、鎌倉ひと・まちネットワークさんがよく由比ガ浜とか、あそこら辺で市民の人を対象に景観に関するイベントをやっているの、そういった方の、そういったイベントの後援とかはやってはいるんです。それは毎年イベントとしてはやってはいないんですけれども、そういう以外のイベントとしての相談があったということは、この年度に関してはなかったです。

〔委 員〕 なんか違いがあるんですね。すいません、全体像がわかっていないんですけれども、うまく働きかけによっては、市民活動の中で、景観という切り口で一緒にやりたいという方も、あるいは、市のほうに支援がほしいという方もいらっしゃるかなと思ひまして、今年度がどうってことでもないんですけれども。

〔事 務 局〕 もちろん相談があったりして、一緒にうちが後援という形で参加というか、鎌倉市の知っている状況を広報していくってことはあることはもちろんあります。昨年立ち上げた保全基金条例の関係で旧図書館を対象にしてるんですけれども、

その旧図書館の保全に尽力されている団体があって、図書館とともだちっていうグループの講演会にお招き頂いて、基金のご紹介とかをしました。そういうものは活動としてありましたけれども、さっきお話あった、特にそういう例外があったここはってというようなものはないですね。

〔委員長〕 ここらへんの広がりがあるような話があってもいいかなってくらいですけども、はい。

〔事務局〕 ありがとうございます。

〔会長〕 はい、●●委員。

〔委員長〕 先ほどちょっとご説明いただきました、26 ページの魅力的な建物づくりのところなんですが、この部分について、消防署の例をとって設計者選定の仕組みですとか、実際に設計を受けた設計者への景観計画の周知というのが実は非常に重要であるということを議論したかと思しますので、ここではアドバイザー制度について述べられておりますけれども、それとあわせて来年度以降でもいいと思っておりますけれども、こういった実際に設計される方が根本的にいいものをつくっていないとアドバイザー頼りということになってしまいますので、そういったところの重要性も認識されて、こういったところにある程度の方向性を示されるべきではないかなと思います。

〔会長〕 事務局いかがでしょうか。それに対して。

〔事務局〕 はい、景観アドバイザー制度に関しては今後あとに出てくる景観計画の中で、特に今、●●委員の方からお話ありました、消防の関係、公共事業でしたけれども、公共事業調整について、景観についてこれから重点的にやっていきたいということで第6章というのを立ち上げたところでもあります。その中でアドバイザー制度を積極的に活用していく仕組みを考えておまして、特に景観アドバイザーの予算的なものも来年以降増やす方向で調整しておりますので、活用していきたいというように考えております。

〔委員長〕 アドバイザーではなくて、そもそも設計者がある程度の景観に対する意識というのを持つようにしていただく仕組みが必要ではないかということなんですけれども。

〔会長〕 本来そういうような仕組みなんかも、今度の第7章に反映できればいいわけですが、先ほどなかなか難しいかもしれませんけれども。

〔委員長〕 関連していいですか。

〔会長〕 はい。

〔委員長〕 そういう意味では、制度を使いましたという事実よりも例えばどんなデザインで最初は活動してきてそこにどういうアドバイスを加えて、どう変えて、古都鎌倉らしいものになったのかという、中身の要素の話が聞けることが本当は重要ですよ。だから個人情報とか、いろいろあると思うんですけども、本質論というか、経過、実績だからどうしようもないのかな、でも中身から学んでここは重要だねっていうことが語られるような内容だったりとか、それから先ほど●●委員のご指摘もごもっともでうちが制度として受けたものが実績なんだけれども、市

民がこういう活動をしているよ、っていうことですよ。そういう市民の動きが今年はどうだったかなとか、そういう次につなげられたり、内観がわかるような内容が何かの形で表現できたらいいなと思っています。検討してはどうでしょうか。

〔会長〕先ほど申しあげましたように、この項目の構成自体が景観計画の見出しとして挙がっているものについて書いているものですから、それについての報告書になっているという限界があって、本当の意味で次に続けていく、景観計画なり、景観行政をどうしていこうかというような報告としてはやや足りないといえますか、そういう面があるかと思います。●●委員たくさん意見出しておられましたけれども、このご回答でよろしいでしょうか。なにか補足とかちょっとそれは違うというような。

〔委員〕はい。私はみどりが好きなもんですから、そのことについて、ちょっと離れた質問になってしまうんですけども、ちょっと教えてくださいという形で連絡しました。ここに書いてある答えでですね、私の意図した内容が理解できかねるところが多いのですけれども、実際は景観計画、景観課とみどり課というのがあって、私が景観委員になったときに、みどりはみどり課だよっていうようなこともいただいていたんで、限界があるのかな。だけど、やっぱり役所の中で十分連絡しあいながらみどり課の活動を助けるような形でですね、景観関係のこういったところで要望がありましたっていうような形で吸い上げをしていただいて、実行部隊がみどり課なのかどうかはちょっと良くわかりませんが、とにかく景観とみどりというのは密接に関わりがあって、みどりが多ければいいって訳ではないのですけれども、外国にいくとすごくみどりがありますよね、そのみどりっていうのはやっぱり鎌倉にふさわしいものじゃないか。すごく目に付きやすいですよ、誰でも気持ちよくなるような景観が得られるっていうところでこの辺もうちょっとやっていただきたいなっていう気持ちがあります。要望です。

〔会長〕はい。ではちょっとまだ申し上げたいこともありますが、この件に関してはこの報告で了承ということで、今いろいろと意見でましたけれども、今までこういうスタイルでやってきたということでもあり、少なくとも今年度、平成 28 年度版に関しては特に了承ということでよろしいでしょうか。

〔一同〕（了承）

〔会長〕はい、ありがとうございます。

それでは報告事項の 3 の「都市景観条例の改正について」をお願いします。

〔事務局〕議題 3 の都市景観条例の改正です。お手元の資料 3 をご参照ください。条例改正についてです。10 月 26 日から 11 月 24 日までパブリックコメントを行いました。その資料一式になります。条例改正の要点は 2 点あります。まず 1 点目は、景観法第 16 条の届出の前に事業者と景観行政団体である市との事前協議について、これまで本市では開発事業条例の手続き中で行っていましたが、景観法運用指針が平成 28 年 3 月に改正されたことを踏まえまして、新たに鎌倉市都市景観条例に景

観配慮協議を位置づけようとするものです。2点目は、資料の2枚目になりますけれども、各種手続き等における適用除外項目の整理をしようとしているものです。まず、1点目の方から説明しますね。景観配慮協議についてです。本市では、事業者と景観行政団体である市との景観に関する事前協議を、「鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例」の手続きの中で行ってきましたけれども、これについて当審議会において、法的位置付けのない事前協議であり見直しをするなど必要な検討をするべきである、と以前から指摘を受けていました。そのような状況の中、景観法運用指針が平成28年3月に改正され、景観法第16条の規定に基づく届出に係る行為については、事業者と景観行政団体とでできる限り早期に調整を始めることが有効であるとの考え方が示されました。昨年度から、取り組んでいる景観計画改定と合わせてまして、鎌倉市都市景観条例を改正し景観配慮協議として位置づけようとするものでございます。なお、この改正にあたりましては、当審議会委員でもある●●先生と●●先生にも、専門的見地からご意見を頂きながら、まとめてきたところです。手続きの流れにつきまして説明いたします。3枚目になります、資料Aという横長のフロー図をご覧ください。景観に関する協議は都市景観条例に基づくものとし、今やっている開発事業条例からは外れ運用していくこととなります。景観配慮協議の詳細は、次の4枚目の資料Bに示しています。ご覧ください。まず、フロー図の①になりますけれども、事業者からどのように景観に配慮して計画したのか「景観配慮書」というものを提出してもらいます。この②になりますけれども、この景観配慮書を、市は周辺の住民の方へ公表します。景観配慮協議は事業者と景観行政団体である市で行うものですけれども、この段階におきまして、計画地周辺の状況を深く理解している地域住民の意見を事業者に伝えるために、土地利用の21類型別に示しております良好な景観形成のための方針及び基準に関する内容につきまして、市民意見の提出機会を設けたいという風に考えています。この意見提出を受けた市は、④になりますが事業者へこれを報告します。本市では、景観配慮協議の手続き以前に「まちづくり条例」という条例がありましてこれに基づく手続きにより、市民が事業計画に対し意見を提出することができる機会を設けています。ですが、景観配慮協議の市民周知及び意見提出は、まちづくり条例の段階のものとは異なりまして、より細かな景観に関するデザイン協議の段階となります。鎌倉市景観計画の土地利用21類型に即した具体的な景観に関する周知・意見提出となります。この景観配慮協議は、市と事業者で協議が整えば終了します。⑥で市から事業者へ結果通知書というものを交付します。しかしながら、協議が整わない場合でも、事業者からこれ以上市の景観配慮要請に応じられないといった場合には、⑤になります

が、申し出があった場合、終了できるという仕組みにしています。市が作為的に協議を長引かせていると言われることの無いように、事業者側にイニシアチブを持たせるものです。協議が整わないままの計画で景観法第16条の届出が提出された場合には、勧告・変更命令という処分も法の中では用意されておりますので、事業者との係争となるケースも想定されます。その場合は周辺住民への周知及び意見が提出されていることが、勧告・変更命令のひとつの拠り所にできるものと考えています。この結果通知書は、景観法施行規則第1条第2項第4号に基づく書類とします。景観法第16条の届出に添付が必要な図書に位置づけます。最終的には、フロー図の⑦になりますけれども、この協議結果というものを、結果通知書をホームページで公表します。これから鎌倉市内で事業を行おうとする者に対し、事例紹介として情報提供することで、今後のより良い景観誘導に役立てていきたいというふうに考えております。資料はこの次になります。ページめくっていただいて資料Cの方をご覧ください。この景観配慮協議の対象行為ですけれども、景観法第16条に基づく届出対象行為のうち、電柱の建設などを除きます。開発事業条例の適用を受けるものを基本としています。その下の資料Dの方をご覧ください。これは周辺住民の方に公表しまして意見の提出機会を設けるもの、これは景観に影響が大きいと思われる、一定規模を超える建築行為を対象とします。500㎡以上の土地での建築、300㎡以上の土地での斜面地建築物の建築、高さが12mを超えるもの又は階数が4以上のものの建築を対象という様にしています。次に、2点目の各種手続きにおける適用除外項目の整理になりますけれども、資料少し戻っていただいて、2枚目をご覧ください。軽易な行為や、やむを得ない行為など、適用除外とすべき行為ですね、例えば地下に設ける建築物や、外観の修繕・模様替え・色彩の変更で10㎡以下の小規模のもの。それから非常災害のための応急措置などにつきまして、景観地区、景観形成地区、特定地区などにおける各種手続きにおきましては、現在の条例で統一されていないことから、これを改め統一したいという風に考えています。この都市景観条例の改正に関する考え方については、10月26日から11月24日、つい先日ですけれども、までかけましてパブリックコメントを行いました。寄せられた意見につきましては、現在整理している段階なんですけれども、肯定的な意見を市民のみなさまからいただきました。条例改正につきましては、市議会平成29年2月定例会への上程を予定しておりますけれども、周知期間を設ける必要があることから、施行は7月、7月施行ということで調整しているところです。これに伴いまして、次の議題になりますが、景観計画改定の施行日につきましても、条例改正とあわせて同様に7月施行という方向でいま調整しているところです。こちらで以上になります。

- 〔会 長〕 ありがとうございます。私のほうからまず質問させていただきますが、条例改正の項目としては、このここに上げられたのですべてですか。
- 〔事 務 局〕 はい。主要なところはそうです。
- 〔会 長〕 主要じゃなくて。
- 〔事 務 局〕 主要じゃなくて。これだけです。
- 〔会 長〕 これ以外についてはない。なにか特定地区について名称を整理する、条例で整理するというのは、回答をいただいたりしているのですが。
- 〔事 務 局〕 そうなのは、はい。特定地区計画はありますけれども、地区計画、特定の地区計画と混同するというお話もいただいておりますのでそこに関しては用語の整理をしようと思っています。
- 〔会 長〕 条例改正はしない。
- 〔事 務 局〕 します。
- 〔会 長〕 ということはそれも条例改正の対象と考えていると。
- 〔事 務 局〕 ものの整理としてはそこに上げていませんけれども、あります。
- 〔会 長〕 そうですね、実はこれまでも条例改正については審議会で議論してきましたけれども、このような段階でまだ他に条例改正の項目があるような段階でですね、もう少し条文レベルに近いような形で取り上げて、前回のときはかなり条文がでてきて議論したように思います。それで、私としてはなかなかこういう段階でですね、出されると、つまり、事務局のほうがどういう資料を提出して議論するかということに、提供の資料の仕方を事務局が自由に決めるといいますか、それを増やす広げるのならまあいいんですけども、減らしてきて、これで議論してください、というようなやり方で本当にいいのだろうか。かなり抵抗があります。ということで、実は事前に今回の審議会ではこの段階で審議するのではなくて、もう少しすべてきちっと条文がそろってから、というのでなかったとしても、ある程度きちっと条文レベルといいたしましょうか、何が改正されるかがはっきりしてくるような段階で審議すると。先延ばしできないかということで申し上げたんですが時間的に難しいということで、先ほどの2月の定例会にお出しになるということで、今それ伺ったんですけども、難しいということでとりあえず、お受けすることにはした次第です。そのような段階ですのでこれについて最終的に了承、その他については、またご意見を伺いますが、これについて今の件についてご質問とかご意見とかありましたらお願いいたします。
- 〔委 員〕 いいでしょうか。
- 〔会 長〕 はい、どうぞ。
- 〔委 員〕 大きくは事前協議を行ってその中で市民に必要なことについて公表するというのが、この制度の特徴だと思うんですけども、それぞれのもののレベル感がその資料ではなかなかわかりにくくて、例えば提出図書、図面となっていますけれども、どういうレベルの図面でどういう協議をするのか、市と事業者との協議があるようですけども、これは対面式でやるのか、文章と図面のやり取りで行うのか、あるいは市から事業の内容について公表するんですけども、この公表の内

容というのは景観の調整のレベルっていう風になると非常に細部に渡る図面とか、場合によっては広告物の図面とか、非常に中高層の条例とはレベルの違うものが使われる訳ですけども、どのような部分を公表の対象にするのかとか、そのあたりがわからないですね。で、そのあたりがわからないと、その制度によってどういう成果がもたらされるかが推測できないので、できれば、今お考えのところをご説明いただきたいです。

〔事務局〕 はい。ありがとうございます。

まず、景観配慮書というものを事業者から提出してもらいましてそれにまつわる図面、当然建築物であれば立面図、平面図、そういったものを提出してもらうという考え方ですね。この景観配慮書なんですけれどもこれは土地利用類型、景観法 16 条の届出の前であれば土地利用類型 21 種類のそれぞれの景観形成の方針と基準の部分ですね、これにあるわけなんで、これについてどのように景観配慮したかというものを記載してもらって提出してもらいます。これを公表の対象としていくこととなります。協議にあたりましては、当然この基準の適合性まで全部審査しちゃうというのは景観法の仕組みからして、二重審査になっちゃいますので、そうではなくて、あくまでも計画の調整ですね、事前の調整景観法の実際の届出が出たときにスムーズに行くような、事前調整、あくまでもうちが作っている景観計画の基準と方針にどこまで事業者さんが計画を理解して計画してくれたか、そんなイメージになります。

〔委員〕 いわゆる、景観形成基準に対するチェックリストみたいなものを作成してそれが公表の対象になるということということでよろしいでしょうか。

〔事務局〕 はい。

〔委員〕 その場合に事業者さんはそういうものを作るのに慣れていきますので、字づらでは非常にいいことを書きますけれども、具体的にはあまり、目指すべき方向にはなっていないということがよくありますのでその辺りをうまくあぶりだせるような仕組みを今後考えていくのが必要なんではないかと思えます。

〔事務局〕 はい。ありがとうございます。

〔会長〕 そうしますと、進行に関係しますのでお尋ねしますが、そうしますと景観計画の 7 月施行ということは、都計審にかけたりする時期についてももっとずれてきて景観審議会は来年の景観審議会の最初の審議会で議論することが可能ですか。

〔事務局〕 いえ、今考えていますのは、条例改正は 2 月議会に上程します。都市計画審議会、この景観計画の改定の都市計画審議会への諮問も同時期を考えています。そこからの周知期間を設けなければいけないと思ってまして、7 月施行と考えていますので、この次の移譲、景観審議会というのは難しいと考えています。

〔会長〕 ということだそうですね。景観条例について質問、ご意見、いかがでしょうか。

〔委員〕 はい。

〔会長〕 はい、どうぞ。

〔委員〕 資料 B の中で、この図の中で、市が市民に対して公表をしたり、市民が市に提供

したり、というような流れになってはいますが、市民側としてこの意見を提出できる市民はということが書いてありますけれども、実際に例えば公表であるとか、意見の提出であるとか、市民側としたらどのような、なんていうんですか、この図だけではなかなかちょっとどういう形で市からこの意見を提出できる市民に対して公表されるのかとか、ちょっとそこらへんがもう少し具体的にできたら教えていただきたいと思います。

〔事務局〕 はい、まず、公表の方法なんですけれども、公表につきましては、周辺住民限定で公表するということは当然できませんで、すべて一般に公表すると。そのやり方につきましては市のホームページですとか、実際の計画地の看板です、まちづくり条例とか、開発の条例のほうで、実際の看板を設置しますのでその中にも景観配慮協議もありますよ、という公表の仕方をしていきたいと考えています。市民の方、周辺住民の方から意見をいただくその書式なんですけれども、この場合はですね、景観計画の21種類のそれぞれのまんまつかむ形になってるんです。という形になっているので、この見地から周辺住民の方の意見をいただきたいと。方針と基準とありますけれども、その方針と基準に照らし合わせて、事業者側が作っているこの計画はこう思うんだけど、というような具体的な意見を周辺住民の方からいただきたいと、長くそこにお住まいで周辺の景観を熟知されている地元の方の意見を吸い上げていくという風に考えています。

〔会長〕 ●●さん、それでよろしいですか。

〔委員〕 それは地元の方の意見にお聞きしたんですが、それはどのような形で、文書的なものなのか、それとも実際になにか、そういった直接市民の意見を聞くのか、まあ、提出という風に書いてありますけれども。

〔事務局〕 提出なので、文書でいただきたいという仕組みに。様式も決めまして、それに沿った形でご意見をいただこうと思っています。

〔委員〕 わかりました。

〔会長〕 よろしいですか。

〔委員〕 すみません、よろしいですか。今のお話伺っていると、そのただ事業者の市の間のやりとりも、●●さんがおっしゃった、市と市民の間のやりとりもあまりいい方向に向かっていかないような気がしてしまって、そもそもここが改正の背景及び趣旨ってところでのもう少し具体的な問題意識をお伺いしたいなと思うんですけれども、一応聞いたからね、っていう話になってしまうんじゃないかっていう気がしてそれは市と市民の間ですけれども、市民の方々ってやっぱりひとりで聞かれちゃうと、あるいはHPに載ってるっていうのをたまたま知った、そもそもそれを知るかどうかっていうところも問題がありますけれども、たまたま知っても、ひとりで意見言ってくれてと言われてもそれはやっぱりなかなか言えないけれども、ちゃんとその説明会があって、いつもの市民側が集まってる、例えば町内会に事業者の方が来て、説明するみたいな機会があれば、意見がまとまっていいものになるっていう可能性があると思うんですけれども、市民の方にちゃんとシステム上でできたよねっていうような確認になってしまう恐れがある

ってというのが市と市民側のほうで、それから、市と事業者側の方もそのチェックリスト的なものであれば、あまりできる限り早期に調整を始めるようなところでの意義がちょっとあんまりないんじゃないかという気がして、それこそもう少しきちんとしたやり取りをするぞっていう体制がそのあとのほうで確保できる、あるいはそれに反映できるっていうことになっていけば、事前調整を最初からやっていくっていうのもありだとは思いますが、すみません、ちょっとこの効用が今の段階だと、どちらに対しても見えない。もしかしたらもうちょっとご説明いただくとまたあるのかもわかりませんが。

〔会長〕 市民が意見を出しにくいのではないかとということ、それから少し形式的なやりとりになってしまうのではないかとのご意見です。いかがでしょうか。市民が意見を出しやすいかという点とそれから市及び事業者の間、それから市を経由する訳ですけれども、市民と事業者の関係と、意見を出すという形が形式的なものになってしまうのではないかとのご意見ですね。いかがでしょうか。

〔事務局〕 このかなり大きな開発事業とか、建物になっていますので、この条例以外にも手続きの基準条例の中で相対的な計画については説明会より要望を受けるなどの制度がございます。このうち景観に特化した部分だけ、うちのほうで市の調整をしていこうということで条例化を図ったという骨組みで考えております。

〔委員〕 いいですか。

〔会長〕 どうぞ。

〔委員〕 経験的に申しますとやっぱり分割すればするほど、この条例のこの景観の部分はオッケーなんだけど、とか、この開発条例の開発の中には一応枠組みに納まっているんだけど、とか、隣の審議会で一応オッケー出たんでこっちもじゃあそろそろ出さなきゃまずいかな、みたいな、割とそういう風になりがちな気もするので。

〔事務局〕 その辺もわれわれも考えておまして、開発事業条例の方との調整は密にしていかなければいけないなという風には考えております。例えば、開発事業条例の説明会にもめた場合は我々も出るとか、そういったことも今後は我々も考えていかなければいけないんだろうなと思っています。

〔委員〕 よろしいですか。

〔会長〕 はい、どうぞ。

〔委員〕 質問的なんですけど、逆に言うとこれによって具体的にはどこら辺の部分の、今の現状のどこら辺を改善されるような意図とございますか、そういうあたりとございますか、そこの背景というのはどういうところにあるんですかね。

〔事務局〕 一番はですね、今開発事業条例の中で景観の協議をやっているんですね、で開発事業条例のほうは他法令、当然他の部署が見ている訳で、景観もそこに混じって景観の方をずっと協議しています。その仕組みがこの審議会でも法的根拠がないよ、っていうご意見いただいて、都市景観条例に位置付けようとしているところですので、まずは根拠となる条例を変えようというのは大前提にはあります。大きく改善されるというか、良くなるというのは、もとはその根拠法令を変えないといけないということなので。変えるのではなく、位置づけなければいけないの

で。

〔委員〕 条例の中でってことですね。

〔事務局〕 はい。

〔会長〕 ちょっと途中で割り込みますと、そうすると手続きとしてはほとんど現状と同じであると。先ほどの配慮制度、配慮書を出すというのも雛形のようなものについては今もそのような形でやっているということですか。

〔事務局〕 そうですね。実際、事業者側から説明を受けてまず、相談を受けた中でここについてこういう風に計画してくださいというものを文書で出しておりますので。

〔会長〕 そうではなくって、景観配慮書の、最初の●●委員のご質問にも関わりますが、景観配慮書の提出ってありますけれども、その景観配慮書というのは現在も同じようなものを使っているということですか。

〔事務局〕 景観配慮書というものはないです。図面とか、計画自体は一式もらって、それに対してこちらから応答しているっていうのがあります。その計画に事業者側からこう考えてこの計画を作ったというものをひとつほしいということで、景観配慮書というものを今考えています。

〔会長〕 ということは、今までとはちょっと違って、今までと違って景観配慮書というものを改めて作ってもらうことにするというのがちょっと違ったということのようです。

〔事務局〕 それはちゃんとこの景観計画を読んで、景観配慮して考えてきたっていうこと、その考える癖を事業者につけてほしいという意図はあります。

〔委員〕 ちょっといいですか。

〔会長〕 はい。

〔委員〕 今のお話全部聞いていてですね、やはりこの真ん中の市ですね。市の役割っていうのは今景観をこういった事業のなかでどうやってガイドしていくか、ということに現行のシステムにまだちょっとやりにくいところが景観としてはあるのかなという気がするんですね。ですから、それを市民からの意見、事業者の計画これを景観課なりに仕上げる、仕上げるというか、中身をですね、まとめてそれでまたそれを市の中で関連部署と話をしながら景観の意向をなるべく強い意向を取り入れてもらうようなことかなと私そういう風に穿った見方しちゃうんですけど。どうなんでしょうか。現行のシステムの中でなかなか事業の中身を把握して、事前に把握してですね、実際に景観課の仕事がいろいろ多岐に渡っていますけれども、今事業が終了間近になってですね、あんなのがあった、こんなのがあった、これはこうしなければいけなかったというのが現状あってですね、それをなんとかしようということでこれを考えられてのかな、という気がするのですが、これはいかがですか。

〔事務局〕 ごめんなさい。ちょっとそうではない。

〔委員〕 そういうことではないんですか。現状のシステムの中でも十分にそれは景観課の意向が反映されたものが出来上がっているということで。

〔事務局〕 現状の開発事業条例の協議の中で、ゆっくり時間をかけて協議できております。

- 〔委員〕 できているということでもいいんですね。
- 〔事務局〕 できてはいます。
- 〔委員〕 景観課の意見が、意向がですね、ちゃんと事業者の計画の中に取り込まれて、景観が良くなるというようなガイドができているということでもいいんですね。
- 〔事務局〕 はい。
- 〔委員〕 そうですか。そうするとやはり、単なる市民の意見の吸い上げ、これをまとめて市の中で、こういう話がありましたという話をするくらいのことなんでしょうか。
- 〔事務局〕 はい。今は開発事業条例の中でゆっくり時間をかけて、ちょっと言い方悪いですけども、こちらの思うところまで事業者が計画を摺り寄せてこない限りは協議を終えない、という風にやっています。ただ、今開発事業条例の中で協議をしていくというのは法的に問題があるというお話しで、都市景観条例に移行しようとしているんですけども、そうなってくるといつまでも協議をずるずると続けていくのも。
- 〔委員〕 現行では法的に制限があって。
- 〔事務局〕 はい。開発事業条例の協定に行かないような運用をしているんですけども、これではいけないというところで、都市景観条例に位置付けるときには、先ほどもちょっとご説明いたしましたけど、事業者側にイニシアティブがあって、いつまでも認めないことができないように。
- 〔委員〕 それは、はい。書いてありますね。
- 〔事務局〕 はい。ただ、その場合には景観法で認められている、変更命令だとか、勧告っていうのがあり得るよ、っていう仕組みになります。
- 〔会長〕 ちょっと補足しますと、先ほど事務局からもご説明があったんですが、今も事前協議というのは行われていると、ただし、景観条例にはそういう事前協議をするということは書かれていないで、(略称) 開発事業条例というのを使って、それに寄生するような形でやっていたと。それではいけないので、景観条例にきちっと位置付けたいと。今回それに今までやっていたことと変わってくるのは、景観配慮書という形式を出すということと、市民意見を出す機会が与えられると、そういうことでよろしいですね。
- 〔事務局〕 そうなります。
- 〔会長〕 はい、ということで一応よろしいでしょうか。一応じゃなくて、よろしいでしょうか。いまの質問に関しては。
- 〔委員〕 はい。
- 〔会長〕 他にご意見どうですか。
- 〔委員〕 はい。
- 〔会長〕 はい、●●委員。
- 〔委員〕 じゃあ、この景観配慮書というのはもう既に内容イメージみたいなものはできている。ものはまだできていない。
- 〔事務局〕 はい。ものはまだ。
- 〔委員〕 当然、そうですね、仕様設計みたいなものを考えていらっしゃる。

〔事務局〕なんとなく、イメージは。

〔委員〕このたぶん内容とか、その書き方とか、そこでどんなことがチェックできるかがやっぱりかなり綿密に設計されないといけないということなんでしょうね。それが出てこないとやっぱり大丈夫かな、というところでしょうかね。

〔事務局〕まさにその通りだと思います。

〔会長〕先ほどこれも事務局はかなり協議が成功しているというようなことを発言されましたけれども、今年の1月の審議会では、「やはり定性的な記述の限界を非常に感じる」というような発言も事務局からいただいております、必ずしもそういうばかりではないのではないかと印象を、私は受けたこともございます。補足です。他に何かご意見。どうぞ。

〔委員〕先ほどのご質問に関連してなんですけれども、今回市民への公表というのが大きな議論、まあ、たいしたことあまりない、部分だと思いますけれども、実質的に市民に公表されてしまうから、事業者のほうで情報を小出しにするとか、必要な情報を出してこないだとかっていったことが考えられますので、配慮書を公開するのは当然だと思いますが、図面の少なくともどういう図面、どういうレベルの図面は市民に公開して、どこから先は協議の中でとどめるといような、ルールを作っておかないと、事業者のほうで、形式的な協議はするけれども、実務に入った協議は望まないといようなケースが増えてしまうんじゃないかと思うんです。市民公表するといのはいいことなんですけれども、そのことが、実質的な協議の中身を非常に阻害するようないところがあると思います。ので、そのバランスを考慮していただいて、市民には何を公表して、何を公表しないかということとをきちんと決めた上で事業者さんにも参加していただかないといけないのではないかなと感じました。

〔事務局〕ありがとうございます。

〔会長〕はいー

〔委員〕すみません。2点あって、質問なんですけど、この資料Aの中で結果通知書を交付が連携するのが、市長との協定のところから矢印が出ているかと思うんですけれども、それは適合審査とは連携しないのかという適合審査がオクケーになったとして、そもそも協定の中に今回この景観配慮協議の内容が連携するのかどうか、この連携のイメージも含めてですね、矢印のなぜここなのかと1点教えて頂きたいのが1点です。それから今もうこの条例に乗らない形ではやってらっしゃることですけれども、協議終了になるときの、事業者側が申し出るって要は景観配慮協議が必ずしも整わなかった場合といったところは、その後景観法の流れの後に行ったところの不適合になるようなものも結構あるのか、ということ。それを逆に言うと事業者さんは不適合になると思うと、ちゃんと事前の方でじゃあがんばって直しますっていうようなところを目指していらっしゃるような、そのあたりの連動ですかね、実感しているということなのかとか。

〔事務局〕はい、まず、1点目市長との協定、連携の部分なんですけれども、こちらに関しましてはあくまでも市長の協定というのは開発事業条例で協議してきたものが今

回景観が外れた他法令の内容の審査に基づいて公表することになります。協定を市長が結ぶ以上、景観を含めた景観がオクケーになった計画で協定を結びたいものですから、協定の前に景観配慮協議を終えて協議が整っているようにしていきたいという風に考えています。当然法的にはですね、協議が整わないでいっちゃう場合もありますので、それで協定が結べないといったような仕組みには当然できないものですから、あくまでもこの協定の前までに景観が配慮されている計画にもっていくような運用をしたいという考えです。2点目の景観法の16条の届出で不適合になってしまうことは想定はあるんですけども、そうならないように事前協議をやっていくわけですので、協議の中で事業者のほうに景観に配慮した計画となるように誘導していきたいと思っています。それを事業者側が、もしこれ以上嫌だといった場合には今は開発事業条例、ずるずるずるずる続けているわけなんですけれども、それは問題あるよ、と●●先生から言われましたんであくまでも、イニシアティブを事業者側に持ってもらってどうしてもこれ以上従えないと言うのなら、協議はやめます。法の手続きに入ってその法の基本は30日でまた話し合いをして、だめなら期間の延長だったり、勧告になっちゃうよ、なっちゃうからちゃんと事前協議しましょうね、というイメージです。

〔会 長〕 よろしいですか。

〔委 員〕 はい。

〔会 長〕 他に。じゃあ、ちょっと私のほうからお尋ね、その他意見申し上げます。まず、大変形式的と思われるかもしれませんが、この資料3の最初のページの一番最初のところの景観法運用指針と書いてありまして、その3行目「運用指針にこういうことが示されたこのため」と書いてあるのを、私は大変気になりまして、何でかといいますと、景観行政というのは自治事務です。ですから、「景観法運用指針がでたからそれだからわれわれも直す」というようなのはやはりそういう理由は書いていただきたくない、これはその運用指針がでたという事実はいいですがけれども、それで鎌倉市としてもそれが必要だというようなことがなければですね、やはり、そういうことを書いてはいけないと思いますので、ぜひ景観行政というのは国交省が何を言うのかという運用指針というのはあくまでも参考にすればいい訳ですから実務として扱っていくということをきちっと心していただきたいと思います。それが1点、それは一般の意見です。

それからですね、ページの順にいきますと、次の(2)ですけれども、これ結局前回の条例については問題だということは書いてありまして、表ありますけれども、どう整理するかということはここには出ていないですよ、ここに書いてある表は現状のことであって、これからどう、これを整理するのかということは書いていないですね。

〔事 務 局〕 はい、そうですね、一応ここに書いてある通りなんですけれども、今丸とバツと三角で表していますけれども、これすべてを適用除外にすべきだという風に考えておりますので三角になってたり、バツになってるところを改正して適用除外に。

〔会 長〕 全部丸にしたいと。

- 〔事務局〕 はい。
- 〔会長〕 そうですね。ちょっとそういうことをきちっと書いておいていただかないと何をどうするのか全然わからないという気がいたします。
- 〔事務局〕 一応適用除外とすべき項目という風に表現しています。
- 〔会長〕 適用除外とすべきものって書いてありますけれども、これが私ね、現在の条例におけるのはこうなっているということでそのように読めなかったものですから、大変失礼いたしました。それからですね、地下に設ける建築物も適用除外にしているんですが、今空掘りを設けたりするような例がありまして空掘り部分というのは地下なんですね。やはり空掘りを設ける建物が非常に問題を起こしていると、景観上も実は問題を起こしていると、そういうこともあるのではないかと思いますので、この点についてはちょっと慎重に扱っていただきたいと思います。
- 〔事務局〕 空掘りってドライエリアのことですか。
- 〔会長〕 そうです。
- 〔事務局〕 それは地下に設ける建築物だけではなくて、一体にじゃなくて。地下に設ける建築物だけだったら、適用除外でいいと思うんですけど。
- 〔会長〕 地下に設ける建築物は全部地下に埋まっているということですか。
- 〔事務局〕 そうです。基準法上の地下に設ける建築物です。
- 〔会長〕 ですから、基準法の地下ですともしかすると斜面地とかですと、いろんな事例があり得るので、私の今の意見はあまり当てはまらないかも知れないですけども、ちょっと慎重に検討していただきたいと思います。
- 〔事務局〕 ありがとうございます。
- 〔会長〕 心配する必要ないかもしれません。
それから、資料Aなんですけれども、景観地区に関しては、認定に関しては事前協議という制度は使っていない？
- 〔事務局〕 いや、使います。と言うのは、景観地区だと景観法の条文だと届出が対象外になってしまう場合が法的にありますので、その対象になってきます。
- 〔会長〕 それは条文上うまく書けますか。そうするとこの景観法第16条の届出とかとは別に景観地区についてもこのようなフローが出てくるということですね。
- 〔事務局〕 そういうことです。
- 〔会長〕 それとですね、これ景観計画の中でもそうなんですけど、この資料Aのフロー図の中で景観法第16条の届出というのがあると、届出が出た場合、即適合か不適合か判断することになっているんですね。そういうことなんですかね。届出はチェックをするとかそういう機会がなくてですね。
- 〔事務局〕 ここのフロー図にですか。
- 〔会長〕 そうです。景観計画見ててもですね、なんかがあって適合か不適合か振るんでしょうと、届けたらあつという間に出てしまうというのはフローとしておかしいのではないかと考えます。
- 〔事務局〕 ありがとうございます。
- 〔会長〕 それから、資料Bについてですが、やはり気になりますのは、先ほどのお話で、

まちづくり条例に基づく景観事前協議の対象はまちづくり条例の対象と同じということで、説明会等がなされると、ですからそれとの連携をどうしようかということは検討中であるというお返事だったわけで、ある意味では市民が景観配慮書だけを見てという訳ではないという風に理解しました。それで、ただしですね、文書で出すということについて先ほど●●委員もおっしゃったことにも関係すると思うのですが、市民意見の提出というのがなかなか市民は難しいと。形式的な指標があつてどうか、そもそもですね、景観計画書の景観配慮基準とは非常に読みにくくなっていると私は思っています。細かいですし、それから、あとで少し申し上げるかもしれませんが、ちょっと図やなんかから判断してどういうことをいつてんのかわかりにくいところもあると。そういうのについて、そういうところを根拠にどう考えているのかという意見を出しなさいということをして市民に期待するのは難しいのではないかと。そんなこともありまして、これ何かの形で本当はサポートができればいいなど。市民にですね。そういうような専門家がサポートしてもいいのかとか、そういうようなことが気になることです。これは条例上書くかどうかは別かもしれません。

もうひとつはですね、市民の意見が提出されたならそれは市をスルーしてそのまま事業者に行くという形になっておりますし、事業者はその意見を、報告を受けてどうするか、ということが何も、義務が書いていないんですね、ただもらえばなしでもよろしいと、それでいいのだろうか、やはり応答義務というのがあるべきなのではないかと思えますね、いかがでしょうか。

〔事務局〕 市民の方から意見をもらって、事業者の応答ですか。

〔会長〕 そうですね。

〔事務局〕 当然ですね、市としては近隣住民の方、周辺住民の方の意見を業者側に伝えて、市は事業者と随時協議をいたしますので、その辺お話はさせていただく予定です。実際、事業者が市民の意見に対してすべて応じるというふうになるかは。

〔会長〕 いや、応答義務というのは、これは無理ですかそういうことでもいいと思う、応じなければいけないとかそういうことを申し上げているのではなくて、意見に対して誠実にそれに対してどう考えるかという応答ですね、それがやはりないと。市を通して「事業者はこれについてはこういつてたよ」というようなのを…（聞き取り不能）すると。これまた、市から市民に対する報告義務もまたないわけですね、今おっしゃったようなことだとしても、やはりそれは一方的ではないかと考えますので、ぜひそこは十分検討された上で出しっぱなしにならないようにお考えいただきたい。

〔事務局〕 最後一応協議結果の公表というものはするようにはしてるんですけども。

〔会長〕 はい。

〔事務局〕 ⑦で協議結果の公表というものを。

〔会長〕 ですから、協議結果と市民意見に対してどうであったか、ということはきちっと市民意見を再掲してですね、それに対してどうであったか、ということがあげられればいいですけども、一般的な協議結果では市民としては納得できないと思

います。ぜひご検討願いたいと思います。

それからもうひとつ、事前協議の問題点になりうるかもしれないと思うのですが、このように随時景観配慮に関する意見交換をする、資料Bでもそういうふうを書いてありますけれども、この意見交換のメモとか、議事録は作成されて、それは情報交換の対象になるのでしょうか。作成されるのか、されないのか、情報交換の対象になるのか、ならないのか。教えてください。

〔事務局〕 はい。当然メモを残して、担当間で共有していけば、それは情報公開の範囲の対象になります。

〔会長〕 それをもって、ですから、電話の記録ですとかね、あるいはメールのやり取りとか、そういうのが、だいたいよく市民が情報公開を請求したり、求めたりすると、「そういう情報は残っていない」という言い方をされることがあるわけで、とりわけ事前協議のそういう問題点のひとつとして、運用によってはそういう問題が起こりうるということが指摘されているわけですから、ぜひその辺は心していただきたいと。透明性というものを確保できるような体制をとっていただきたいと思います。ですから、そうなりますと、先ほどに申し上げましたけれども、なかなか定性的基準については説得力がないといった実態があるわけですから、じゃあどこまでどういう風におっしゃったのかということはとても気になってくるわけなんですね。ですから、ぜひその辺がはっきりするような形で運用をしていただきたいと思います。

もう、あと30分になってきました。他になにかご意見はありますでしょうか。ということですね、まだ、ご意見求めていくときりがなくあると思いますが、これをどういたしますか、と。会長の発言記録としては「了承するということによろしいでしょうか。」ということになっているわけですが、先ほど申し上げましたように報告自体がまだはっきりしていないと。この2つだけではなくて、特定地区についても変わるというようなことを伺っていますし、今おっしゃったようないろんなご意見がでてきておまして、この段階の報告事項扱いとして、もう1回報告事項扱いがないと、本来「わかりましたと、了承します」ということは言えないのではないかと。先ほども申し上げました、繰り返しになりますが、もう少し、踏み込んだレベルでこれまでも情報提供した上で審議していたと記憶しておりますので、意見公募資料で代用するというのはちょっと不足であると考えます。事前資料いただいたときに、斯々然々で「ちょっとこの段階で審議することは容赦願いたい」ということを申し上げたんですが、「時間がないから」、ということでお受けしたんですが、みなさんどうでしょうか。会長の一存だけで決めるのも困るんですが。たぶん事前協議のやり方自体の評価はさておき、実際には今までやられてきたことをきちっと条例に位置づけるということは皆さん賛成でいらっしゃるということによろしいですか。ただ、そのやり方について今日いろいろな意見が出たような検討すべき点があるということで、このまんまの段階で了承とはいえないと。これ以外にも改正の事項があるということで、それがどのようなものがあるのかははっきりわかっておりませんので、大変悩ましいところですが。

〔委員〕 すいません。いいですか。

〔会長〕 はい。

〔委員〕 条例案を作られるときは景観配慮書の中身についてもある程度わかるようなものを添えてつくられようとしているんですかね。

〔会長〕 条例ですか。

〔委員〕 はい。

〔会長〕 たぶんそういうのは施行規則とかそういうレベルで提出書類やなんかの書式を決めるんだと思うんですね、ですから議会で議決の対象にはならないだろうとは思っています。

〔委員〕 今、ずっと聞いていて思ったのは、最後●●会長にまとめていただいたその事業者と市の間の応答と、市と市民との応答。それから、市民の意見の言うときの支援といいたいでしょうか、…（聞き取り不能）みたいなこともあるのかも知れませんが、そこらへんがちゃんと確保されるのであれば、そういう条例案にしていただけるのであれば、その部分が確保できれば、いいかなという気がします。どうでしょうか。●●さんがおっしゃっている景観書の中身についてが、やっぱりそれが命に近い部分といえますか、どういうものを要求して、どういうものを公表するのかっていうあたりも本来はこの仕組みのもうちょっと大切などころなんだなとは思ってはいるんですけどもそこはあんまり条例の中身には出てこないということであれば、その応答関係と市民側が不利益にならないようななにかこう、一考があるのであれば。

〔会長〕 付帯意見付きで了承というご提案ですかね。

〔委員〕 そうです。

〔会長〕 今のご意見をもう1回まとめますと、市民意見の応答についてやはり、条例で規定すべきではないかと、それから、さっき私は市民のサポートするということについては、そこは条例でなくてもいいのかなという気は私はしたのですが、実際には景観計画の景観形成基準というのは非常に難しいのでそれについてチェックリストのようなものを付けられて、その意見にしか出しちゃいけないというのでは、ある意味ではその市民からの情報を受けるためにもですね、そういう限定の中でしか意見を出させないというようなやり方よりも、チェックリストがあってもいいですが、やはり自由意見といえますか、そういうのがあべきであって、と私は考えますが、いかがでしょうか。あまり形式的なものを作ってもらっても意味がないんじゃないかと。

〔委員〕 市民側からとったら、専門的な方もいらっしゃるでしょうし、ほんとに市民がこういったものが出てきたときに一般市民にとっても意見が、専門的なことがわからないにしても出しやすい、公表のやり方であったり、その提出のやり方であったりっていうことをしていただくのが。それを前提にして、今回そういったこともぜひ、もっともっと深めてくださいっていうことが希望というか、前提で。前提っておかしいですけども、先ほど●●委員がおっしゃったようにいろいろな意見が交換されたことを反映していただければいいのではないかと思います。

- 〔会 長〕 そうしますと、条件付といいますか、付帯意見付で了承ということにいたしますか。
- 〔委 員〕 これは報告ではあるけれども了承はしなければいけないということなんですか。
- 〔会 長〕 ですから、議事録のマニュアルによりますと「了承しますか？」ということになっていますが、報告と言いますとさっき申し上げたように実質的には審議をしているということ。
- 〔委 員〕 わかりました。
- 〔会 長〕 諮問ではないから、諮問ですと拘束力があるわけですね。だめといわれたら困ると。でも報告については極端に言えば審議会の意向というのは参考意見だからわかりませんがそれじゃあ困るんですけども、拘束力はないということになります。
- 〔委 員〕 ちょっと、いいですか。
- 〔会 長〕 はい。
- 〔委 員〕 例えばさっきの市民から市、事業者へ結んでる線っていうのもよくみるとこれ、市民意見の提出の決定、報告ってなっているじゃないですか。これがスルーじゃなくって、例えば、専門的な見地からいろんな形で翻訳されているというか、その伝え方のサポートみたいなものがあったり、返ってきた条件もこういうところが変わって、こう努力したみたいだよ、って市民にわかりやすく説明するっていう要するに市民の不安とか、逆にそれに対する説明、それに関する説明みたいなところに、それを市がやるのか、それこそそこに専門家がアドバイザーとして立ち入るとか、どんな方法がいいのかについてはルートとかラインを組む形でいいけれども、じゃあそこにどんな形で関わらせるかっていうことに想定されておいた方が良くという分、もうこれ絶対大丈夫だね、って言えない不安が中にあるのかなと、そこら辺をどう考えるのかですよね。もう決め打ちなんですかね。それとも、少しこの後それをいろいろ戦略を練りながら具体的な、まあやり方は施行規則とかいろいろありますけれども、まだそこら辺を考える余地はさっきも配慮書の仕様と同じように少しまだ余裕があると考えていんでしょうか。
- 〔事 務 局〕 そうですね、余裕があるというて良いですけど、運用の部分だと思いますので、市が介在する以上、市民と事業者さんとの間に入って調整役みたいな部分は生じていると思っています。そこに他の、市にないその専門的な部分からお話していただく方が入れるかっていうと今想定はしていなかったですけども、そういった仕組みもうまくできるのであれば、うちとしても助かりますけれどもね。
- 〔会 長〕 今の事務局の発言を聞いてちょっと心配になったんですが、市民意見の提出をしても、次が市民意見の報告ですから、そのまま事業者に渡るわけではないと。そういう風にも読めるわけで、やはり、これはちょっと条文のレベルでですね、どのように表現されるのか、大変気になるところです。
- 〔事 務 局〕 そのままお渡ししますよ。
- 〔会 長〕 報告って書いてありますので、報告とはわからないので、だからそのままスルーしてね、市はメッセージャーであると。市を経由して事業者に提出するんだと。あて先は事業者なんですか。市長なんですか。意見書の。

〔事務局〕 あて先は市長ですね。

〔会長〕 市長ですね。

〔事務局〕 はい。

〔会長〕 市長に出して、市長はそれをこのような、市民からこのような意見が提出されたということで、事業者に提出すると。

〔事務局〕 はい。手を加えることなく、提出します。

〔会長〕 ですから、その辺も条文の書き方もですね、気をつけていただきたいですし、先ほどの応答義務ですね、ただ出しっぱなしではいけないのではないかと。それは私は付帯意見として加えて、仮に了承しても加えたいと思います。

ちょっと時間が景観計画について議論する時間がなくなってきましたので、結論から言いますと、審議会としてはこの程度の情報量で改定条例について議論するというのは今までとだいぶ違っている。今日提供されなかった改正項目もあるようなので、全面的にこれで了承するわけにはいかないと。今回、提供された内容については特に市民意見の提出方法、市民意見の報告、それに対する応答義務がはっきりしない点で問題があると考えて、その点について、検討されることを要望すると。かつ、実効ある制度にするためには、実際の提出書類の様式内容について実効性、内容を十分検討していただきたいと。そのような意見ということでよろしいですか。なにか加えることはありますか。それ以外にいろいろご意見でしたので、それについてはご検討いただくとして、審議会の態度として、今のようなことでよろしいでしょうか。どうですか。みなさんよろしいですか。なにか、●●委員とか他の意見いかがですか。

〔委員〕 いや、それで結構です。

〔会長〕 全員一致でよろしいですか。

〔委員〕 はい。

〔一同〕 同意

〔会長〕 ではそのような意見といたします。

それでは15分しか時間がないんですが、景観計画の改定についていきたいと思いますが、まず、先ほど申し上げたとおり、時間があまりにもないですね。先ほど申し上げましたように、この間、8月に意見募集をして、それから今日に至るまで、どのような意見をいただいたか、あるいはそれをどのように扱ったかということについては、みなさまに文章でご報告してきましたけれどもそれについて、何らかの形で景観審議会で報告する必要があるとそういうことを考えておりました、一応それを読み上げようかと思ったわけですが…

それではですね、事務局用意しているのならば、本日付の私が出した意見書を配付してください。

〔事務局〕 朝のメールのやつですか。

〔会長〕 そうです。意見です。それが1点。

それから7月26日にはご意見提出のお願いということで特に景観地区の扱いと「はじめに」の扱いについてご意見をいただきまして、その扱いについては時間

的な制約もあったので、事務局と会長の調整に一任していただきたいということに致しました。それについての報告を致しました。内容についてここで報告しないと議事録に載らないということになります。その報告をしてはできないと、どうしたらいいですかね。それからそのときには4-3の景観地区の扱いと「はじめに」の扱い以外にその他ご意見を頂きたいということでもいただきまして、●●委員、●●委員、●●委員からご意見をいただいて、それに対してこのように考えます、という担当課の回答につきましては10月の19日付けでご報告したときに付けさせていただきます。景観地区の扱いと「はじめに」の扱いにつきましてはみなさん委員の方はご存知ですけれども、景観地区の都市計画決定の内容を巻末資料につけるとということと、はじめにと改定にあたってというのを別にして案を再度作成するという事で対応いたしました。それから、●●が実はみなさまに意見をいれてくださいということに対して、どなたからも意見がなく、●●だけが出したということで、とりあえず配付いたしました。これも逐一読むことはできないんですけれども●●が出した意見に対して、実はたくさんの意見を出しました、400近い意見を出しまして、それは大変対応されるのは難しかったことは良くわかるわけですが、それについて回答は頂いてあるんですけれども、みなさんにお送りできる形にはなっていないと。非常にわかりにくいということなのでとりあえず、その意見の扱いについては11月29日付でお送りしました文書では、審議会で口頭で報告し、それから審議会で提出することはしないとしていますが、ということでそういう風に扱いたいと考えますということで、みなさまにお送りしたんですが、口頭で報告する時間もないということですのでこの扱いについては、会長一任でよろしいでしょうか。よろしいですか。ぜひ、きちっと報告してほしいということでしょうか。実は先ほど実績報告についての紙を既に配布されてしまいましたので、配付されましたので、これも配布する扱いにしたということです。内容について入らないといけないので、みなさん今これ読んでいただいているのはありがたいのですが、改定案について、少し事務局無理してください。なかなか8時45分までというのは難しいと思いますので。

〔事務局〕 よろしいですか。

〔会長〕 はい。一応経過についてそのような形になっておりますので景観計画の改定の主な点ですね、主な点では特にですね、大きな点、とりわけ私自身は協議の届出のフローとか手続きについては事業者の権利、市民の権利に関わることですので非常に大事だと考えておりますので、その辺について確認したいと思っておりますが、今日の条例改正の話がありますとそこらもだいぶ変わらざるを得ないのではないかと。特定地区についてもなにか条例を改正するという事ですので。景観計画について、「はい、これでオッケーです」と、「都計審にお進みください」と言える段階になっているのだろうか、ということが一番危惧している点です。では手短かに事務局のほうから大きな変更点、ぜひ事務局として伝えたいという変更点について報告ください。

〔事務局〕 はい、手短かにいきます。景観計画改定にあたりましては、昨年度から長きに渡り

ご審議いただきました。前回の7月25日審議会の後、会長から委員の皆様から募集された意見を一部反映したものにより、9月から10月にかけてパブリックコメントを実施しました。パブリックコメントでは、2名の方からご意見が提出いただいております。そのご意見と、それに対する市の考え方をまとめたものが、資料4-2です。パブコメ案そのものは10月中旬に委員の皆様へ送付させていただきましたけれども、7月25日の審議会からパブコメまでに修正した箇所、パブコメから現在の改定案までに修正した箇所について、主なものだけをパワーポイントを用いながら、ご紹介させていただきます。

〔会長〕 ちょっと、パブコメ案と変えた点とは7月段階と現在との変更だけで処理していただかないと時間がないと思います。

〔事務局〕 わかりました。資料4-1改定計画の素案の35ページをお開きください。飛ばします。

〔会長〕 大事な点だけで結構です。

〔事務局〕 はい。37ページお開きください。画面に示しているんですけども、赤枠で示しているところですね。見づらくてすみません。先ほどの議題のところでありましたけれども、条例改正によりまして景観配慮協議を位置づけますので、その注釈を追記しております。ちょっと見づらいですけども都市景観条例に規定する一部の行為は条例に基づく景観配慮協議の手続きが必要です。またそのうちの一部の大規模な建築行為は周辺住民へ公表します。周辺住民が景観形成基準に関わる意見を提出する。という注釈を追記してございます。次にちょっと飛びますけれども72ページの方をお開きください。ごめんなさい、ちょっと飛ばしますね。110ページ開いてください。110ページの方なんですけども、特定地区の運用・管理段階において、下から7行目になりますけれども、(iii)景観整備機構の活用について表記しました。隣の111ページをご覧ください。今画面に示しているこの景観計画のフロー図なんですけれども「特定地区における計画の策定・活用の流れ」のフロー図です。これは、これまで画面のようなわかりづらい状況でご指摘受けていたんですけども。特定地区の指定も明示されておらず、わかりづらいとのご意見をいただいていた。景観整備機構の支援なども含めまして、今111ページの新しいフロー図、こちらですね、を作りました。次に、112ページをお開きください。特定地区における手続きの流れですが、ここも先ほどの37ページと同様に、景観配慮協議について追記しております。それから次に、127ページをお開きください。景観地区の話になりますけれども、景観地区における手続きの流れですけども、ここも37ページと同様に、景観配慮協議について追記しています。画面の青枠で示しているところですね、※2「景観地区の認定にあたり、建築物の形態意匠の制限に定める土地利用類型別の景観形成基準に基づいた審査基準を用いる。」と変えております。適合という言葉を使っていたんですけども会長からご指摘いただきまして、●●先生にもご相談させて頂いた中で、このような表現に改めたところです。それから131ページをお開きください。あとはですね、134ページをお開きください。画面に表示しているのが7月の景観審議会のなの

で、景観重要建築物、景観重要建造物の紹介のところになるんですけども文章で表わしていました。内容も似ておりわかりづらいとお話がありまして、現在は今改定案は表を用いまして、整理をしたところです。それから、飛ばしまして142ページをお開きください。眺望点のそれぞれのデータのところになります。ここはですね、ちょっと体裁を変えています。いま画面で表示しているのは前回の審議会のときの体裁なんですけれども、表形式にいまお手元にある資料は変えています。改定案ですね、パブリックコメント案よりもページを削減する必要がちょっと生じております。現在の計画は158ページなんですけれども、パブリックコメント案では216ページに非常にページ数が増えちゃったものですから、予算的な問題がありまして少しページを圧縮する必要がありましたので、眺望点の写真等を整理しまして、少しページを削減するように対応したところです。それから、あとはですね、187ページですね後ろの方いきますが、推進スケジュールの確認になります。今画面に表示させてもらっているのが前回の審議会のときの推進スケジュールになります。今お手元の方にあるのが改正したものになります。内容充実させまして施策の改定、推進体制もあわせて具体的にそれぞれの目標ですとかそういったものを直しました。最後になりますけれども、戻っていただきまして、目次の後の、「はじめに」をお開きください。はじめにの一番下の一行になりますが、「市民・NPO・行政がそれぞれの役割と責任をもって積極的に景観形成に取り組んでいく、そのための共通のよりどころとして・・・」と表記しています。市内から「よりどころ」という表現は法定計画、行政計画としては弱い表現ではないか、と意見がありました。事前に会長に連絡し相談させて頂きました。「よりどころ」ではなく、「根拠」、「基盤」とする、ですとかあるいは、「よりどころとなるよう、この景観計画を活用していきます。」というふうな表現はどうかご意見をいただいております。事務局としては、そのような形で訂正したいと考えております。本来それも含めてご審議いただければと思います。雑駁ですけども説明の部分になります。

〔会長〕 はい、ありがとうございます。あと2、3分で45分になりますが、ぜひ、少し無理をしていただきたいと思っております。それで大変はしょったご説明だったと思っておりますが、今フローの話がだいぶ出てきましたけれども先ほど申し上げましたようにこのフローにもやや条例と、届出が出てくると突如適合、不適合があるなんておかしいのではないかという気がいたします。お気づきの点、とりわけですね、だいぶ迫ってきましたので、やはりここだけは直すべきではないかという点を中心にですね、意見を申し上げることとしたいと思うんですがいかがですか。

〔委員〕 よろしいですか。1点ありまして。

〔会長〕 はい。

〔委員〕 何回か出てくる協議の※Aってやつなんですけれども、その解説の中で。

〔会長〕 ちょっとページを一応。

〔委員〕 例えば37ページとかですかね。37ページ等々ではですね、説明の中で一部の大規模な建築行為は周辺住民へ公表します。と、先ほどのお話だと区切られるんじ

やないかっていうお話と、周辺住民はなんでも意見は言えることはできるってことですね。提出することはできて、ただ、応答義務があるのが例えばこの基準に関係する市側から応答義務があるのがこの部分だけで、という言い方なのか、ここちょっと提出、別に提出自体は自由だと思いますので、いろんなご意見は頂くっていう姿勢は市としては示しておいた方がいいのかなと。これだと余計なことは言わないでっていうようにも誤解されちゃうかなというところが1点です。それから、もう1点がいまの改定に当たって最後の辺りの二段落辺りで南海トラフの話、あるいは図書館の話だったりだとか、あるいは人口減少の話で未来に向けて継承していく責務に向けて取り組んでいきますという辺りの、言ってみれば、まちづくりをどういう風に進めるべきか、地域づくりはどういう風に進めるべきかっていう話と景観が連動してこれから進んでいきますっていうことが示していただいていると思うんですけども、具体的な施策が結局のところそれがどこにあっているのがというのがちょっと読みづらくてですね、なんかそういったあたりもかきこめるなら、書き込んでいただくとありがたいかなと思います。

〔会 長〕 お返事は特にないですか。

ちょっと今も関連してお尋ねするのですが、先ほどの37ページにフローがありますけれども、このフローの図は先ほどの条例のフローでAとBと2つあったと思いますが、それに差し替えるということですか。このまんまということですか。つまり意見提出のようなあたりの2枚目の資料についてはこの景観計画には載せないということですか。

〔事務局〕 そうですね、景観計画にそこまで詳細なところを載せようとは今考えていません。

〔会 長〕 資料Aも載せない。これだけ。

〔事務局〕 はい。

〔会 長〕 それはちょっと。それから、やはりできれば資料AとBは載せるべきではないですか。どうでしょう。これ、一番大切なところ。市民の権利、義務に関わる一番大切なところだと思うんですが。当然その一部の行為っていうのはここに書いてあるような行為であるというようなこともどっかに書いてあると、それから公表するのもこういうものであるというのもどっかに書いてないと、いちいち条例見たりなんかしなければわからないというのでは市民、事業者に対する親切な情報提供にならないという。今の件についていかがでしょうか。このまんまでよろしいか。

〔事務局〕 一応事務局としてはですね。計画、この本書自体にはフロー図で留めて、実際に窓口で市民の方、事業者の方に配付するパンフレットなりは先ほどの議題3で示しましたこのフロー図とそのような形でお示ししていきたいと思っています。景観計画でここまでは書きすぎというか。計画と条例は別個に考えていただきたいです。

〔会 長〕 この手続きについて言ってるんで、それは条例か、計画かっていうことは。

〔事務局〕 特にイコールにしなければならないものではないと思っておりますので。

- [会長] もちろんそうですが、市民の権利と市民、事業者の権利と義務に関することなどで、書いてはいかがかという意見です。
- [委員] これはあったほうが分かりやすいんじゃないですかね。AとBですよ。やりすぎですかね。わざわざこれを受けてるような方ってきつと、これくらいの話は知りたいんじゃないですか。一般向けのパンフレットとか、そういうのは逆に詳しいやつと、美しい風景別冊の書きたいなやつと2種類ぐらいあるのかも知れないですけれども。
- [会長] どうでしょうか。もう少しこの資料A、Bのほうはいろいろと注釈の文章がありますので、これはこのまんままだ整理が足りないような文章もありますので、もう少し整理していただく必要があると思いますし、このまんまというわけではないと思いますが、やはりフローは、やはり条例改正するということは上の方のまちづくり条例に基づくのをどのぐらい書くかっていうのもありますけれども、都市景観条例に基づくのはやはりこの程度は書いていいのではないかと、いかがでしょうか。不要ですか。どうでしょうか。
- [委員] 大きくは用語の不統一なんじゃないかと思うんですけども、協議も単に協議となっていると、どのような根拠協議かわからないので都市景観条例に基づく景観配慮協議と書いていただければそういうものが新設されたんだなとかよくわかるように思いますし、届出も景観法第16条の届出ということであれば、興味のある方は景観法16条が何であろうというのを確認されるんじゃないかと思うんですけども、そうしていくとこの資料Aにかなり近づいてくるのではないかと思います。開発事業条例との関わりというのはちょっとここでは示されておりませんが、あとは協議の部分で37ページの図でワンステップで終わってまますけれども、ここがツーステップになるぐらいの調整、微調整くらいで何とかなるのではないかと思います。
- [会長] そうすると今37ページで協議と書かれている協議を景観配慮協議として、例えばそのところを景観配慮書の受理とか結果通知書の交付なんかがあるなんていうのは文言で書くとかなんていうことも。
- [委員] それは、いや。おそらくない部分というのは協議の中の点線の内容がないだけなんでそこだけを少し調整していただければ、この原案の微調整で何とかなるんじゃないかなと思うんですけども。
- [会長] 協議のところについてその景観配慮書の受理とか結果通知書の交付というのは別に書かなくていいということなんですか。それともこれについてはやはり。
- [委員] いや、それについてはやはり少し加えて、そうすると同じような形になると。
- [会長] そうですね。私も同じように、ご意見を理解したんですが、その程度はお願いできないかと、16条の届出と書くとかということですね。もう少し親切にしたらどうかということ。ちょっと時間が…いろいろあると思いますのでそのような意見でよろしいでしょうか。つまり1ページ増やすとまではいかななくていいと。この表を、フローを少し充実させることで対応できるのではないかとということかとおもいますが。

〔事務局〕ありがとうございます。

〔会長〕はい、よろしいですか。みなさんはそれでよろしいですか、これについては。ではそのようにお願いすることと致します。それから、景観地区やなんかについても同じで。

あとは先ほど●●委員がおっしゃったことなんです。私の今日の12月5日付けでお出ししたものの中でやはり、空き家対策とか防災対策とかということについてももう少し踏み込んだことをやるのが今後の課題であろうと、まあ今回はちょっと難しいだろうから、ということ。それからこれを何度かここで意見が出されていたかと思いますが、路地を保全することと基盤整備というようなことについてただ目指していくというようなことではなくて、これだけやってきたのだからもう少し踏み込んだ対策が必要だろうと。それからもうひとつこれもここで議論になりましたが、鎌倉という風格がある一辺倒ではなくて、やはり景観づくり賞なんてのも、すこしシヤレたというかそういうようなデザイン志向というものもあるので、やはりそういうようなものを取り入れていくような、実は今回「はじめに」の中にはそういうようなことに触れたんですけども、それを受けるような景観計画の中身になっていないので、その辺についてはぜひ今後検討、この景観計画に反映できないとしても今後ぜひお考え頂きたいということは書きました。それで、もうあと5分になりましたのでなるべく9時までに終わらせたい。ちょっとまた今回時間がなかったので意見募集しますということはやりたくないのですが、ただやはりちょっとこれでは十分…送られてきたのがわりあい間近、先週の水曜日くらいに届いたと思いますので、お忙しかった方はお読みになってないということもあると思いますし、事務局からの説明時間も少なかったので、なかなかこれでいいというふうに結論付けるだけの見方がなされていない面もあるかと思いますが。あと私としましては大変言葉じりにこだわっていると思われるかもしれませんが、公共施設とか公共公益施設とか公共建築物という言葉が、一応6-1と6-2については定義がされているんですけども、他にもいろいろなページにでてくる。ここで言ってる公共施設はなんなんだということがわからないし、ストリートファニーチャーも公共施設です、公共サインも公共施設です、というようなことを言われるとそれはちょっと違うのではないのかという印象をもちまして、その辺はぜひ整理していただきたいと思っております。102ページお尋ねします。102ページについてですね、この表なんです、パブコメ案から変わっている、当然7月の案から、パブコメ案からも変わっているんですけど、この周辺景観になじませる造成とすると、まあなじむ造成とするかと思うんですが、それはともかくとして、そこにですね、尾根線のみどりは保全する、現在の地形は大規模に改変しないものとするという2個があったんですけど、それが抜けてます。なにか意図的に削除されたんでしょうか。102ページです。意図的に削除したのではなくてなんかミスで削除されたと理解してよろしいですか。

〔事務局〕前回までは、もともとこの基準をつくったときに参考にしたのが19緑地景観を参考にしつつつくってしまっていて、で今回この別表ってものが21類型全部に対する別表

になってくるんですけれども、そうした際に尾根線からって書いてしまうと、例えば大船地域にもそれを求めなければならぬとか、比較的開発をされてる地域においてもその厳しい基準に適合すると、それに合っていないとすべて勧告なりなんなりに値する状況になってしまうのでそれっていうのは運用上というか、実態として不可能に近いということもありまして、あくまで基準としてはこの程度に留めて、書きっぷりとして必要に応じて隣接する土地利用類型の方針基準っていうものを運用していくっていう表現に留めさせていただきました。

〔会長〕 要するにそれは削除したということですね。

〔事務局〕 はい、そうです。

〔会長〕 割合大事なみどりは保全する、現在の地形は大規模に改変しないものとするというのは、そこに極力を付けるか付けないかということはあるかもしれませんが、大変大事な項目でそれがあることで他のことがいろいろカバーできるなど思っていたものですから、やはり、尾根線のみどりは保全するというのが厳しすぎるといふのなら、まあせめて極力保全するとか、現在の地形は極力大規模に改変しないものとするということで、極力のなかで事務局ががんばって、事務局じゃない、担当課が事業者との間でがんばっていただくこととしていただきたいと。そうでないと何の根拠もなくなってしまうと思うんですが、いかがでしょうか。今まで載っていたのになぜここにきてこのようなことを削除されるのか、ちょっと理解に苦しみます。いかがですか。

〔事務局〕 先ほども申し上げましたようにその尾根線のみどりとかっていうのは緑地景観のところに記載していたものを引用してきてしまっていたので、緑地以外の土地利用 21 類型で利用するのは難しいとは担当として思っています。ただしですねこの開発 102 ページの一番下の米印で示されたものなんですけれども土地利用類型別の形成方針及び基準を運用しております。これは緑地、これはいままで緑地が隣接しておればやっていけるというように思っているんですけれど。

〔会長〕 いや、ですから今まだそれ、話がそれてしまって申し訳ないのですが、82 ページの一番下の隣接する土地利用類型別の計画するときはこの隣接する土地利用類型別というのはわかりにくいということで●●委員からご意見が出ています。で、それに対して対応されていないんですね、私は●●委員のご意見がいいと思いますので、隣接するというのはいったい何なのかと。ある開発行為におけるそれはどっかの土地利用類型に属していて、その隣の土地利用類型なんてどこにあるかわからない、ずいぶん離れているかもしれないんですね。それはこれではわかりにくいということだと思います。その土地利用類型やある土地が含まれる土地利用類型ではなくて隣接すると書いてあるのでわかりにくいとそういう趣旨のご意見で、改正提案もお示しになっています。ですから、私これが直っていないので、●●委員からなにかご意見が来るかなということは気にしまして、追加意見の募集をしたのは実はそういうことだったんですが、ですから、極力尾根線のみどりは極力保全するなんていうのは緑地以外のところでも一すいません、事務局、聞いてください。

〔事務局〕 はい。

〔会長〕 尾根線のみどりを極力保全するが難しいなら極力保全するというようなことは尾根線のみどりがあるところについて言うわけですから、極力と書けば問題ないのではないかと。現在の地形は極力大規模に改変しないものとするというのはどういふところにも当てはまるんじゃないですか。かなりそういうのを削除するというようなことは後退したような印象を受けるんですけどね。

〔委員〕 会長の意見にはまったく賛成です。極力保存する、尾根線のみどりを、それを書いていかないでどうやってその後事業者さんと戦うのか、ぜひそれは戻していただければと思います。

〔事務局〕 この別表自体はじめて入れたページなので、現行計画より後退しているなんてことはないんですけども、今ご意見いただきましたんで、そのような表記で入れるようにしたいと思います。

〔会長〕 よろしく願いいたします。

〔事務局〕 はい。

〔会長〕 あとそれからかなり形式的なところなんですけど、土地利用類型の呼び方として19の農業というのは都市マスタープランでは農業地となっています。それから21の公共公益施設は公共公益施設地となっていますがそれは統一する、農業といえ、農業地といえ土地利用類型としては適当だと思いますし、公共公益施設地としたほうがわかりやすい、土地利用類型の名前としてはわかりやすいと思いますけれども、しかも土地利用マスタープランでそうなっているんですけど、いかがでしょうか。

〔事務局〕 ちょっと検討させていただきます。

〔会長〕 はい。で、あと特定地区に関しても条例改正がどのような内容の条例改正がされるのかわかりませんし。

〔事務局〕 すいません。特定地区は先ほど話しましたように特定地区計画という言葉が誤解を招くというご指摘でしたんで、あくまでも名称を変えるだけで特定地区、特定景観形成、特定地区景観形成計画というように名前を変えようというふうにしていただけなんです。

〔会長〕 そうしますと、119ページにですね、本文の2行目括弧して「以下特定地区という」というのがあります。でこれ実はぜひ条例で改正していただきたいと思ったんですけど、地域の特性を活かした都市景観形成が必要な地域をすべて特定地区とってしまうというのはおかしな話で、特定景観形成地区とするのですか。それはそのまま特定景観形成地区と。

〔事務局〕 地区名を変えるんじゃなくて計画名を変えるということです。

〔会長〕 特定地区はまた残るんですか。

〔事務局〕 特定地区は残ります。

〔会長〕 どういうことだか分からない。特定地区計画が変わる？

〔事務局〕 会長から意見があったのは特定地区計画というのは特定の地区計画と混同するというお話でしたんで、その特定地区計画という計画自体の名前を特定景観形成、

なんでしたっけ、特定地区景観形成地区計画というふうに変えれば誤解を招かないんじゃないかと。

〔会長〕それは今回の提出意見と言っていたことがちょっと、よくわかりませんが。

〔事務局〕前のご意見とまた今は違うような。

〔会長〕いや、そういう、まあその特定地区という言い方が誤解を招くということはもちろんありますけれども、ですからそれを直すなら直されても構いませんけれども、どういう名前にするかでかえってわかりにくくなっても困りますし、それからあるエリアを特定地区と言ってしまって、だったら特定地区は後で指定するということがおかしくなってしまうんですね。特定地区のある意味これは候補地なのかも知れませんが、特定地区の計画をつくった中でこのエリアを特定地区としますという形になるわけですね、で特定地区が認定されると。ですから、はじめから条例でですね、これ条例の表現なのがあったのですが、特定地区といってること自体ほとんどは条例としておかしいと考えております。かなりそういう意味でもですね、言葉なんかもだいぶ変わってくるようですね、それから 111 ページの 110 ページの確定及び運用というようなことも相当変わる必要があるんじゃないかと。検討協議会 111 ページの図、フローなんかもですね、もう少し、ちょっとこのままのベースは変ではないかと。検討協議会というのがありますが検討協議会なんてのはどこにも条例にも書いてないわけで、これはせいぜい協議の場というようなことなのかなと思いますし、それからこの市と矢印参加と、一番上の参加と書いてありますけれどもこれ市はどこに参加するのか、協議の場合参加するのかとかということが文言を読んでもわかりませんが、最後の協議会の運用というのは景観形成協議会なのか何なのか、やはりきちっと書いていただきたいし、左のほうの景観関連制度の活用景観計画への位置づけ—景観地区への位置づけ、位置づけというのはいったいなんだろうと、そういう景観地区の指定を図るんだか、なんだか、まあ位置付けって言葉はおかしいのではないかという気がいたします。それからこれは何度も申し上げているのですが、112 ページのその他にデザインレビューという言葉がありまして、デザインレビューというのは条例上は意見を聴くということに対応しているわけで、前の用語解説には公開の場ですけれども、デザインレビューじゃなくてきちんと意見を聴くというような書き方にする、あるいはデザインレビューというのは意見を聴く、条例 11 条に基づく意見を聴くことですときちっと書いていただきたいと思います。

さすがに 9 時 10 分にもうなっていますが、この他に何かご意見が、はい。特にご意見はないですか。それで、時間切れの感もあるのですが、やはりもう 1 度読み直して、あるいは考え直して意見を提出したいというようなお考えはありますか。よくこういうの場合にはこれ以降は会長一任ということにするような例は一般的にあってあるわけですが、今回は我々の期が 12 月いっぱいですので一任されても 12 月いっぱいまでしか役に立ちませんということになるわけです。そういう意味でも私自身はやはり、1 月早々に次期の審議会を開いて条例なんかもうちょっ

と含めて今日の意見なんかを対応させた新しいもう次の景観計画の案を次の審議会で議論していただくというのが一番望ましいと思うんですが、その辺委員のみなさんいかがでしょうか。

〔委員〕 今言われたのは我々メンバーの景観審議会ではこの計画については決定するのではなくって先送りにするという風に言われているんですか。

〔会長〕 それが一番、この段階でということはなかなかいかない。

〔委員〕 そうですか。

〔会長〕 あるいはひとつの、ただしそれは事務局としてだめ、ほぼだめというお考えのようなんですが、ですからこの審議会で今日、じゃあ先ほどの条件付で了承したという形になりましたけれども、これも条件付で了承するというのが1つ、それから12月いっぱいに関して会長、あとは会長一任にするというようなのが2つ目、3つ目はそれでもいかにも無理だからどうしても次の審議会をやっていただくと、次期の審議会にゆだねると、3つくらいの案があると。あともうひとつ意見募集をする。ただし意見募集をしたあとでその扱いはもうおまかせ、事務局と、ただ、もう5日ですからちょっとかなりみなさまもお忙しいでしょうし、それを結論を年内に出すというのはなかなか難しいから、ちょっとそれはないかなと思います。どうですか。決めないといけないんですが。時間もほんとにそろそろ15分になろうとしています。

〔委員〕 次期の審議会を開いたところで内容が明確に変わっていなかったというところが確認できるかどうかというのは難しいところがあるように思うんですね、現行の改定の主なところは先ほどの協議の部分でこの部分については早期に実現させたいという部分もあるので条件付ではありますけれどもこの件については了承して、できるだけ早い時期にですね、審議会を開いていただいて直せるところは直していただくということにせざるを得ないのではないかなというように思います。

〔会長〕 つまり先ほど●●委員が発言されたフローについてもうすこし条例に対応したような形で手直ししていただくというのが1つの条件であると。今日時間がなくていちいち申し上げませんが、まだやはり最低限直していただきたいと思うところも私としてはありまして、基本的にはそうしますと、条件付で今のようなことは直していただくとして事務局と会長の12月いっぱいに委ねていただくということでよろしいでしょうか。

〔一 同〕 はい。

〔委員〕 よろしく申し上げます。

〔会長〕 ではそのようなことにさせていただきます。最後に先ほどから後でということでも申し上げていたんですが、やはり議事録に事務局の説明も掲載するというようにしてよろしいでしょうか。

〔一 同〕 はい。

〔会長〕 よろしいですね。じゃあそのように。これからは議事録には事務局の説明も、から始めて開会から最後まで全部入れていただくということにしたいと思います。それから私が出しました意見につきましては今日口頭では報告できませんでした

けれども、資料として、あまりできませんでしたが、資料としてお出しできましたので、ひとつの意見であるという位置づけをしていただくということで、その具体の今日の報告以外の細かい点の意見についての細かい扱いについては基本的にはこれも事務局、まあ会長一任ということでよろしいでしょうか。とりわけぜひ読みたいということがあれば、お送りするのは構わないのですが、ただしA3の縦書きで相当のページ数になりますので。その扱いは一任ということでよろしいでしょうか。

〔委員〕 お任せします。

〔一同〕 (了承)

〔会長〕 それではとりわけフローについては直していただく、それからいくつか先ほどのみどりの保全とか、あるいは農業、農業地とか公共公益地に直すとか、そういうことは直していただいて、その他については一応12月いっぱいの会長に一任という扱いにさせていただくということでよろしいでしょうか。

〔一同〕 (了承)

〔会長〕 事務局のほうそれでよろしいでしょうか。

〔事務局〕 はい。

〔会長〕 ではそのようにさせていただきます。他に何かご意見とかありますでしょうか。じゃあ、予定時間を30分以上上回りましたけれども今日の審議会、ちょっとお待ちください。それでは、次第3のその他ですが、事務局から何かございましたらお願いいたします。

〔事務局〕 長時間にわたりまして、ご審議いただきありがとうございます。すみません、私ども審議会中であまりまして答弁調整等で出席が遅れましたことお詫び申し上げます。今回の審議会をもちましてですね、任期につきましては今年いっぱいになるわけですけれども会長とそれから●●委員はですね、今回で退任されるという決断をして、景観審議会の前に、景観デザイン委員会というのがございました。その時代から大変お世話になっております。お礼申し上げます。それから市民委員の●●委員と●●委員につきましては、第4期・第5期と4カ年就任いただきました。本当にありがとうございます。感謝申し上げます。時間もかなり押しておるのですけれども皆様から、もしお言葉がございましたら、いただけると大変ありがたいと思います。ございますか。

〔会長〕 それでは部長のほうから一言といいますか、何か意見があればということで、どうでしょうか。名簿の若い順、名簿の若い順というとならぬか。私を除いた名簿の若い順だと、●●委員ですかね。

〔委員〕 はい。本当に申し訳ございませんでした。いろいろとありがとうございました。勉強させていただきました。先ほども申し上げましたけれども、景観が重要なことなんですけれども鎌倉の地域づくりとは見かけのところとやっぱり連動しないとやっぱり本当のいい景観にはなっていないんじゃないかなという気がして、被災の話とか、みどりのマネジメントの話だとか、そういったところとやはりしっかり連動した形で景観まちづくりが進んでいくといいなと。本当にいろいろ

とお世話になりました、ありがとうございました。

〔会長〕 続いては●●委員ですか。

〔委員〕 はい。私4年間まったく白紙からですね、委員をやらせていただきました。自分も会社をリタイヤしてですね、こういう仕事に関わられて本当に良かったと思います。皆さんと知り合えましたし、鎌倉のこの景観の業務もですね、いろいろな資料をいただきましてね、一応は読みました。ですけど、あまり頭に入らなかったっていうのが実情ですね。記憶力も衰えてますし、しょうがないのかなと思ってます。それに関しては会長のですね、議事の進め方はじめ、景観計画の内容の把握とかそういったものはどうしたらうまくそういう風にできるのかなといつも思っています。みなさん本当に4年間ありがとうございました。

〔会長〕 角田委員お願いします。あいうえお順でいうと。

〔委員〕 ここは継続です。

〔会長〕 みんなそうなんでしょう。退任委員だけ？

〔事務局〕 退任委員だけ、●●委員さんと、会長。

〔会長〕 そうですか、そうですか。じゃあ●●委員。

〔委員〕 4年間本当にありがとうございました。私自身この4年間で本当に経験できないような鎌倉の景観のいろいろなことを学ばせていただいて、本当に感謝いたします。これからは市民委員という形ではありませんけれども、これからも自分なりに一市民として景観が少しでも良くなるような、何かお手伝いができればいいなと思っていますので、またこれからもどうぞよろしくお願いします。ありがとうございました。

〔会長〕 私も先ほども申し上げましたように本当に景観デザイン委員会からずっとでいかにも長いということで、前の前のときからやめさせていただきたいと申し上げていたのですが、ずるずると来てまいりましたので、今回できっぱりとやめさせていただくということでお願いを致しました。それからですね、やはり鎌倉の景観ということで私が…●●委員の熱い思いをまとめていただいた、それから市民による景観計画ということを実現するためにはやはり市民がどうやって関心をもってくれるかと、今日はありがたいことに傍聴者が来て下さいましたけれども、やはり市民委員の方としても、後々までですね、傍聴というようなことを含めて関わっていただきたいし、例えば先ほど意見の提出が難しいんじゃないかということについて景観計画の勉強会、勉強というのは言い方良くないですけど、普通にみんなで読んでね、「どういう意味なんだろう」と、「我が地区はこれでいいのだろうか」と、「ここはなるほどね」ということをやるような場が積極的に設けられれば少し景観計画がみなさんに浸透すると思いますし、次に対して本当の意味での市民意見が反映したような、あるいは市民がつくった景観計画にしていくことができるんじゃないかと思っています。これも内容の話になってしまって悪いんですが、市民による概要版をつくとあるんですが概要版っていうとこの範囲からなかなか超えられないので、市民による解説書といいますかね、「これはこういうものでこういうことがあるよ、こういう意味なんだよ」ということがわかる

ような、抜き書きというのではないようなものをぜひ、市民参加でつくっていただくと、そういうもののひとつのスタートになるんじゃないかなと。またこの10年間ですね、景観行政だけではないですけれども、鎌倉市がもっといい市になっていく、非常に広い意味での景観に関わるようなことが目配りできるような、いろんなことがこの鎌倉の中で起こっていることを、年に何回、2回か3回しかない審議会っていうのはなかなか限界がありますけれども、そういうことがみんな考えられて、それがまた市の方と一緒に色付けできたらいいなと思っております。ということで委員のみなさん、本当に事務局のみなさんにはご迷惑をおかけしましたし、大変な思いをしていただいたと思います。良かれと思ってやっていたことではあります。だからといって許されるということ、ずうずうしくはないつもりですけれども、お許しただけなくても仕方ありませんが、そんなつもりでございました。本当にいろいろとありがとうございました。では傍聴席の方ありがとうございました。

〔事務局〕最後に。

〔会長〕まだ終わっていませんか。今のは取り消します。

〔事務局〕ありがとうございました。最後になりますが事務連絡でございます。本日の議事録につきましては、後日みなさんにご報告させていただきまして、ご確認をいただきたいと。あと、先ほど会長のおっしゃった事務局の説明につきましても加えたものを記録として残させていただきますのでよろしく願いいたします。以上でございます。

〔会長〕よろしく願いいたします。それでは閉会いたします。ありがとうございました。